

平成18年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第4号）

平成18年12月17日（日）午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第1 発議第6号 議員 堀孝正君に対する懲罰動議

追加日程第2 懲罰特別委員会委員の選任

本日の会議に出席した議員

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 安藤由庸 | 2番  | 篠田徹   |
| 3番  | 若園五朗 | 4番  | 浅野楔雄  |
| 5番  | 小川勝範 | 6番  | 藤橋礼治  |
| 7番  | 熊谷祐子 | 8番  | 堀孝正   |
| 9番  | 山田隆義 | 10番 | 広瀬時男  |
| 11番 | 小寺徹  | 12番 | 松野藤四郎 |
| 13番 | 山本訓男 | 14番 | 桜木ゆう子 |
| 15番 | 星川睦枝 | 16番 | 棚瀬悦宏  |
| 17番 | 土屋勝義 | 18番 | 澤井幸一  |
| 19番 | 西岡一成 | 20番 | 広瀬捨男  |

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

|       |       |        |      |
|-------|-------|--------|------|
| 市長    | 松野幸信  | 助役     | 福野寿英 |
| 収入役   | 河合和義  | 教育長    | 今井恭博 |
| 市長公室長 | 広瀬幸四郎 | 総務部長   | 関谷巖  |
| 市民部長  | 青木輝夫  | 都市整備部長 | 水野年彦 |
| 調整監   | 中島隆二  | 水道部長   | 松尾治幸 |
| 教育次長  | 福野正   |        |      |

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長

豊田正利

書

記

広瀬照泰

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

会議を開会する前に一言申し上げます。

去る12月1日、平成18年第4回瑞穂市議会定例会を開会するに当たりまして、12月16日の土曜日と17日の日曜日に一般質問を実施することに全会一致で決定をいたしました。これは、住民に身近な市議会に向けた議会活性化策として、土・日議会を開催することになったものでございます。本日の会議に朝早くから傍聴にお越しいただきました皆様方に心から御礼を申し上げます。

傍聴にお越しいただきました皆様方には、受付でお渡しをいたしました「傍聴人の心得」をよく読んでいただきまして、円滑な議会運営に御協力をいただきたいと思います。特に、議場内ではビデオ、カメラ、録音機、携帯電話などの使用をお断りしております。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただくようお願いを申し上げます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

---

日程第1 一般質問

議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

20番 広瀬捨男君の発言を許します。

広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 皆さん、おはようございます。

20番 広瀬捨男でございます。

議長の発言の許可を得ましたので、通告に基づき、穂積タリの道路整備等、シルバー人材センターの充実、障害者控除対象者認定書の交付事務処理要領等の作成、瑞穂市常備消防の岐阜市消防への全面委託の経過、給食センターの公設公営の5点について質問をさせていただきます。

まず初めに、穂積タリ道路整備等についてお尋ねをいたします。

市長も御存じのように、この土地については、平成9年10月4日付で、当時の穂積町長に対し、穂積字タリ3132 - 2、3133 - 2、3134、3138等の地権者10数名及び地元町議会議員3名から連署をもって道路整備の要望が提出されております。この土地については、道路整備を目的として、当時の穂積町に昭和46年、残りの一部はたしか56年と記憶しておりますが、町に寄附

がされているわけでございます。その後10数年後に、ちょっと細かいのであれですけど、一応こういう今言いましたところの仮の測量図ができたわけです。これは10数年前と記憶しております。それ以後、本日傍聴に来てみえる地元の前瑞穂市議会議員の進藤さんを中心として、地元も含めて一生懸命努力をし、市の方へいろいろとお願いをしておったわけでございますが、いろいろ諸事情もありまして、実際あまり進んでいないのが現状でございます。

この図面ができましたもんで、地権者が本当にいいなということで非常に期待をされたわけでございますが、平成17年3月の議会で一般質問したときに、執行部は今後も鋭意努力したいとの答弁でしたが、その後の経過について、まずお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） 要望書に関します土地につきましては、いまだ関係者1人の売買による所有権移転登記が未了の状態であります。民間の取引でもあり、市が積極的に入りにくい状況であります。市としましては、その推移を見守りつつ、しかる時期には関係者の方とともに進めていきたいと考えております。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 先ほど部長は民間の取引でということで、確かにそうだと思うんですが、私もちょっと聞いているんですが、その辺のところを関係者が弁護士のところへ相談に行ったら、それだけ町に移管して長くなって、受ける時点でどちらも問題はあったんだろうけれど、目的は道路としても一応町へ寄附という形とすれば、その時点で、民民とはいいいながら、行政としてもある程度やってもらうこともあるという一弁護士の説明があったようですが、その辺のところは該当の人から話があったかどうか、お尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） 該当の人からといたしますか、御当の方が重々御承知だということで、まず一つ、寄附ということでございますけれども、これは、当時、その手法によってつくっていくということでございます。それと、今言ったように、個人の件につきましては個人の方が十二分に承知だと私の方では考えております。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 市長にちょっとお尋ねしますが、市長が平成6年、当時町長に就任された直後と伺っておりますが、地元出身の別府にお見えになるベテランの議員——当時、町会議員ですが——と地権者の2人と、今質問しておりますことについて町長室でお願いがあったかと思いますが、そのときに、承るところによりますと、ああそうですか、それなら一生懸命やらないかんですねという回答であったとお聞きしておりますが、その辺のところについ

て、市長、確認をいたしたいんですが。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） タリの土地の問題というのは、私も十分に認識はしております。ですけれども、地権者の権利関係というのは非常にふくそうしておりまして、そのあたりが整理できないと動くのが非常に難しいというのも現状でございまして、そのあたりに、今部長が答弁いたしましたように、民間の調整というものが完全にめどがつかないと動き切れないというのが実態でございます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 本年6月議会の西岡議員の穂積字タリの別件での質問に対し、執行部は、将来的には地籍調査を行う必要があり、地域の代表者に話をして、協議ができる話し合いの場をつくることできれば、県とも協議しながら、優先的にタリ地域を地籍調査の区域として位置づけして確定していきたいとの回答がございました。その後の経過についてお伺いをいたします。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） 先般、西岡議員の質問で、市としましても地元の役員さんにお話をするというので、6月のうちに地籍調査の事業内容をタリの役員さんにお話ししました。やはり地籍調査といいますのは、各地権者の同意がとれないと進まないということでございます。また一つには、中でも宅地化の人は恐らく測量図ができておりますので、できてない農地等の利用と、現在持ってみえます宅地につきましての法務局に備えつけてある図面のできておる部分がございますので、そういう地権者自身の方の相当きちとした合意ができないと市も入れないわけですね。前にも言いましたように、市としましても、公図、あるいは民民境、また官民等につきましても非常に複雑な状況でございますので、皆様とやっていく気はありましても、地権者の皆様がその気になっていただかないとこれは進めないということで、いつでも御説明には伺いますということで御返答を申し上げます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 部長にお聞きいたしますが、そのときに地元のタリ町の自治会の役員だけに一応されたんでしょうか。そうすると、それ以後の、どういうときに説明に来てくれとか、ちょっと私聞きましたら、むしろ宅地の人よりも農地を持っている人の方がという意見も出たかに聞いておりますが、その辺のところを自治会としては、今、部長言われましたように、宅地化の場合にはいろんな測量もしてあるということ等もありましたが、その辺のところの今後の考え方、自治会だけでやっていくつもりなのか、自治会の方へ連絡が行っておるわけです。

が、その方の広い範囲の、特に農地についての連絡とかそんなことは今後どのように説明をされるとか、地権者に連絡をして1ヵ所で説明をされるのか、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） 説明といいましても、私の方としましては、特にこの地区につきましても、多分区の方としては別府地区の区長さんにもその旨お話ししてありますので、地域の個人ではなくて、やはり自治会の役員さん方にまとめていただかないと個別の説明はできませんので、そういう機会を持っていただければ、市としましては職員が出向いて説明を行って、必要性とかを申したいと思っております。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） そうしますと、今ちょっとあれですけど、連絡を自治会にはしたけれど、区長さんの方へは地元から上がってこないかんというのか、区長さんの方へ連絡をとっていただけるのか、ちょっと確認ですけど。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） 一応、区長さんの方へもお話をしてありますので、私の方は一応投げかけて、あとは区長さん、あるいは自治会長さんにその話をまとめていただいて、しかる場をつくっていただきたいというのが現状でございます。

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君に申し上げます。

質問する場合は、必ず挙手してからお願いします。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 傍聴に来てみえる進藤議員の方から、皆さん御存じのように、本年9月1日付でタリ地内の土地整理についての陳情書が来ております。それは瑞穂市長と議長だと思っておりますので、その辺のところを、執行部も私たちも含めていろいろと前向きに検討することを強く要請したいと思います。

いずれにしましても、先ほどお見せしました仮測量図もでき、地元の地権者も本当に期待をしておりますし、住民についても、先ほどの地図の中には赤道があるわけですし、そのときに私が聞きましたのは、個人の民もあれだけど、一応旧古川の8軒で云々という土地で長いものがあるんですけど、そこで名紡のところは名紡の方へ移管してあると思いますが、名紡でないところはそのまま残っておると思います。字界というものは市が管理するべきだと思いますので、字界だとか公共的な道路・水路というものは市の方できちっと管理をしていただきたいと思います。それについては、先ほど部長が言われましたように地籍調査というのも一つの方

法だと思しますので、この点について、行政はしっかりと地元も含めて指導していただきたいと思います。

それでは、次にシルバー人材センターの充実についてお尋ねをいたします。

御存じのように、2007年度から団塊世代の定年を迎えるわけでございます。ちなみに、瑞穂市の人口統計ピラミッドによりますと、18年3月31日現在で、50歳から59歳の男女で6,877人、60歳から69歳の男女で5,114人、70歳から79歳の男女で3,160人であります。このように、50歳から59歳が本当にふえてきておるわけでございます。その方たちが定年を迎えて何をするかと。それは人さまざまでございますが、本当にいよいよ高齢化社会を迎え、豊かで活力に満ちた社会を維持し発展させていくためには、高齢者が長年培ってきた知識・経験を生かし、生き生きと活動できることが不可欠であり、その雇用機会や就業の機会を確保することは極めて重要な課題となっております。

市民の方々から、シルバー人材センターで働きたいという希望者も多くお聞きしております。一方、庭の手入れ、ふすま・障子の張りかえ、芝の植えかえや芝刈り、大工仕事といった職人仕事のほかパソコンの出張サービスなど、シルバー人材センターに依頼したいという人も多くあります。シルバー人材センターでの適度な就業で健康が維持でき、さらには老人医療費の削減、要介護者の減少にも寄与できる統計も出ておりますので、シルバー人材センターを充実することは一石二鳥、三鳥ともなると思いますが、いかがお考えかお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） シルバー人材センターにつきましては、さきの9月定例会に御答弁させていただきましたとおり、事務局員1名で週3回の勤務体制で運営を行ってみたいところでございます。勤務体系が常勤でないため、会員数も少なく、受注も伸び悩んでいる状態でございます。議員おっしゃられたように、これから団塊の世代が大量退職に入ってきます。その方たちの豊かな経験と能力を生かしまして、次世代を支えていく必要があると考えております。それには、事務局体制を充実することによりまして、会員数の増大を図り、地域からの要望があります各種受託業務を受け付け、本来の業務拡大を図りまして地域に貢献できるよう進めていく必要があると考えております。その支援策としまして、会員の管理業務をみずほ公共サービス株式会社に委託して事務局体制を強化しまして、会員、委託者との連携を密にしまして事業を進めるよう、調整を行っているところでございます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 事務局体制を整えているんなことをやっていただけるとのことですが、そのPR活動についてはシルバー人材センターでやってもらうつもりなのか、みずほサービスの方でやっていただくのか、その辺のところはどうでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） シルバー人材センターの方もいわゆる口コミ、PR等もありますけれども、公共サービスの方にもお願いしていきたいというふうに思っています。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） この前もお話ししたかと思いますが、シルバー人材センターは当初巢南町にございまして、合併して瑞穂市一円にということで、業務量も大分ふえつつあり、1.5倍くらいになったと思いますが、まだまだ一般の岐阜県内の市に比べると本当にけた違いでございまして。その辺について、今後シルバー人材センターでの努力、あるいは今度みずほサービスのいろんなPR活動によって、一刻も早く大きくなり、充実をして、そして国の補助がもらえるような立派な扱いができる、いろんな枠はあるんですけど、ちなみに岐阜市とか大垣市は5億円とか6億円くらい、隣の本巣市でもたしか1億数千万というようなことで、こちらは本当にけた違いで、400万から700万くらいになったというような率だと思っておりますが、それは扱い金額のことですが、いずれにしても、やはり扱い額が大きくなると国の助成ももらえないということでもありますので、その点についてシルバー人材センターとかみずほ公共サービスにいろいろと私たちもお願いをして、もう少し充実するようなことを考えていきたく思いますし、執行部の方もいろいろとその辺に知恵をかしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、障害者控除対象者認定書の交付事務処理要領等の作成についてお尋ねをいたします。

高齢者の所得税法施行令等の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者などのほか、寝たきり等及び要介護認定者も身体障害者に準ずるものとして障害者控除の対象の自治体が増加しております。近年、多くの県内の市では、障害者控除対象者認定書交付事務処理要領等を作成する動きが広がっています。障害者控除対象認定書の交付事務処理要領等の作成についてはいかがお考えか、お伺いをいたします。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） この件につきましては、当市におきましても、既に県が定めております所得税法施行令等に基づく障害者控除の認定方法に係る指針に基づきまして、該当者には申請により認定書の交付を行っておるところでございます。認定申請をされたときには、保健師や高齢福祉担当職員によります状態の調査・確認を行いまして、認定書の交付決定をいたしております。一部報道機関によりますと、介護保険制度における認定を受ければ障害者控除が受けられるような報道がありますが、あくまでも介護保険制度による認定と障害者控除の認定とは制度も尺度も異なっているため、同一に扱うことはできないわけでございます。

質問されております障害者控除対象認定書の交付事務処理要領等の作成につきましては、県

が定めております所得税法施行令等に基づく障害者控除の認定方法に係る指針に準じまして認定書の交付を行っておりますが、市としましても、県の指針に沿った障害者控除対象者認定書交付基準を設けまして、引き続き認定をしまいたいと考えております。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） ちょっとお尋ねしますが、その場合に、その制度を知らない方もあるかと思いますが、例えば18年の確定申告をするときに、その認定書の手続はこうこうこうですよ、今言われたようなことを周知するというような予定はあるんでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 市民の方々へのPRでございますけれども、この1月の広報にも載せましてPRをしていきたいと考えております。また、機会がある折には、そのことも口コミで伝えていきたいと思っております。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） そうしますと、私も見落としているかわからんですけど、これは14年くらいから始まっていると思いますが、初めてでしょうか、そうしてやっていただけるというのは。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） ちょっと私存じておりませんが、PRは初めてかもしれませんが、この認定につきましては以前もやっておるところでございます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 次に、瑞穂市常備消防の岐阜市消防への全面委託の経過についてお尋ねをいたします。

昨日、澤井議員、堀議員、安藤議員、西岡議員から質問がございましたので一部重複するかと思いますが、お尋ねをしたいと思います。

瑞穂市の単独でいった場合、署員が70人体制とたしか伺っておりますが、それは具体的には常任委員会でも聞いておりませんが、例えば設備機器に対するいろんな基準があるわけですが、その数字なのか、現在そのくらい要ということなののでしょうか、その辺のところをお聞きいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 消防職員の人数につきましては、国で定める消防力の指針がございまして、それに基づきまして人数の査定をしております。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） そうしますと、基準人員数と考えるとよろしいわけですね。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） それでよろしいです。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） ちなみに、県の方の18年4月現在は、その基準人員数に対して54%くらいが県の平均と伺っておりますが、それは多いほどいいに決まっているわけです。その辺のところを70名に対して聞いたかったわけです。ちなみに、岐阜市消防本部が一番比率がよくて、先ほど言われました基準人員数と現在人員数は76%、低いところは33%、35、36というようなところがあるわけです。

それからお尋ねしますが、本年度採用者について、あるいは内定者も含めてですが、瑞穂市単独で、瑞穂市の消防職員として採用になっているかと思えます。その辺、確認したいんですが。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） まだ消防本部がありませんので、瑞穂市の職員ということで採用しております。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） そうしますと、きのうたしか岐阜市消防へ派遣ということをお聞きしたんですが、派遣という形で岐阜市の方へ行かれるわけでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） きのうも安藤議員さんの御質問にお答えしたとおり、派遣ということで考えておりますが、これらにつきましては細かいことはまだこれから決めていくことでございますので、職員につきましても、地方公務員法とか消防組織法との関係がございまして、それらを踏まえまして十分これから検討させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） といいますのは、よく勉強してみえると思えますけれども、派遣ということは派遣法とかいろいろあると思えますので、採用された方、あるいは内定者とかそういうものが、例えば、採用者が多いんでしょうけれども、労働局等へ相談に行ったときにトラブ

ルにならないよう、その辺のところは御存じだと思いますけれども、よろしく願いいたします。

昨日も一部出たかと思うんですが、職員としてずうっと身分保障はされているにしても派遣という問題が出るとか、やはり同じ岐阜市の消防署で署員として派遣されて働くということで、待遇等いろんな面で、せっかく消防職員として入られた人の勤労意欲等がそがれるようなことのないように、その点はきのうもお話しあったかと思いますが、十分配慮して待遇面についてもよろしく願いしたいと思います。その辺についての考え方をお聞きします。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 広瀬議員言われたとおり、十分それらを配慮してこれから検討していくということで御理解をお願いしたいと思います。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 給食センターの公設公営についてお尋ねをいたします。

給食センターが2カ所に現在分散しているわけですが、それが統合し、市内全校の給食が統一して管理できるよう、平成19年2月期から新しい給食センターからの給食が提供される予定でございます。学校給食は教育の一環であるとも言われ、大切なものであり、安全でおいしい給食を提供するためには今後も公設公営でいくべきと考えますが、いかがお考えかお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 教育次長 福野正君。

教育次長（福野 正君） 広瀬議員の質問についてお答え申し上げます。

給食センターの運営方針につきましては、広瀬議員の御意見のように、公設公営で運営をしてまいります。内容的には、給食費の徴収、給食の献立作成、給食材料の選定と購入、施設の管理、調理指導と児童に対する食に関する指導などを、市の職員及び学校栄養職員が直接担当いたしまして、調理業務あるいは配送業務をみずほ公共サービス株式会社に委託していく予定でございます。給食センターに求められております使命である安心かつ安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供するとともに、食の教育を推進する役割を担ってまいりたいと考えます。

給食センターが、調理業務、あるいは配送業務などの作業委託をしていくという新体制に切りかえましても、学校給食が教育の一環であるという原則は従来と変わりません。以上です。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 公設公営というと、全部職員でやるということを考えておったわけですが、一番それが理想であると思います。日本の農業が衰退し、穀物の受給率が低下しており、

外国からの輸入食品に依存している中で、国民の健康、とりわけ小・中学生の健康に大きなゆがみが出ているわけでございます。これを改善していくためには、日本の食文化の再構築、先人が残した食文化を食育推進のために広めていくことが求められているわけでございます。食教育の推進には、教育の一環として学校給食がより大切であるということでございますので、その考えを十分認識されて今後運営していただくことをお願いいたします。その辺についての考え方、今後の考え方も含めてお願いします。

議長（藤橋礼治君） 教育次長 福野正君。

教育次長（福野 正君） 先ほど言いましたように、学校給食が教育の一環であるという内容ですが、子供たちの日常生活の中で、高学年の児童が低学年の児童を思いやり、その作業を手伝ったり、自分の給食などの後片づけや配膳の役割分担を担うなど自己責任について自覚する、あるいは食べ物の大切さや、その作物をつくってくれた人々への感謝の気持ちを感じるなど、成長過程で学校給食というのは非常に大切であるということは認識をしております。

また、学校での給食主任という先生、あるいはクラス担任の先生などを通して日常的な食の指導、あるいは給食センターに常駐しております栄養士が、きのうもお話したように、小学校1年生から6年生、それぞれテーマを決めまして栄養指導をしておるわけでございますので、大前提が崩れるというふうには私の方では思っておりません。以上です。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） それでは、私はこれで一般質問を終わらせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 続きまして、9番 山田隆義君の発言を許します。

山田隆義君。

9番（山田隆義君） 議長のお許しを得ましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

近年、景気も緩やかに回復しておりますが、実感のない景気回復と言われております。本市においても、景気の底はついたかのような感じをいたしておりますが、必ずしも景気の実感のわからないのが現状であろうかと思うわけでございます。

本市の松野市長も、合併前、穂積町時代2期8年、合併後1期4年の行政担当責任者として執行されてまいりました。大変御苦労と思っております。ちまたでは、この重責のある仕事をなさるといことは大変御苦労だなあと。と同時に、ちまたでは大変御高齢にもなりつつある、かつまた世間で言われる70歳定年制というような時期から判断して、合併当時の初代市長選の市民への感触は、合併の調整のため、地域コミュニティー融和のため、少なくとも1期4年やらせてほしいと。力強い出馬のために、立派な成績で当選をされたわけであります。しかし今日、ちまたの意見は、すばらしい人であっても後進に道を譲られるだろうと。すばらしい瑞穂

市民の中には、いい方もすばらしくお見えになると。後進に道を譲らないかん。瑞穂市の将来の繁栄のために、しっかり後を継げる後継を選んでいかれるだろうというちまたの空気でありました。

しかし、この12月定例会冒頭におきまして、ハード面はほぼめどがついた、これからソフト面を重視されなきゃならんと。政治家にはその場その場の理由があるうと思います。受けた責任は力いっぱい心身ともに市民にささげていくのが当然の使命だと思っております。特に担当行政責任者はソフト面・ハード面を問わず、力いっぴいやるのがその使命であろうと思うわけでありまして。ハード面はめどがついた、ソフト面はこれからしっかりやる。ハード面もソフト面も、しっかり、力いっぴい、命がけでやるのが担当責任者だろうと思います。なぜかといえば、市政の財源は、日ごろ一生懸命働いておられる市民の血税で運営をされているわけでございます。その血税で市政がどう市民の幸せのために還元するか、これが市行政であろうと。その執行責任者は市長であります。予算編成権、執行権、人事権、あらゆる権力の中枢を握っておられるわけでありまして。その裏には膨大な責任が課せられておるということも認識をされておるものと思っております。

そういう中において、いろいろ施策はされておりました。いつも言われる市長の表明は、地域コミュニティが大事ですよと。地域コミュニティなくして瑞穂市の幸せ、繁栄はあり得ない。まさしく言葉上はそのとおりであります。言葉と実行がきいて回ってこそ、市民の幸せがあるものと思っております。市長は頭脳明晰であるわけでありましてけれども、言葉と実行は車輪が回ってないと思わざるを得ない。

その顕著な証拠、二つあります。その1点は、皆さん御心配をされておる下水道の問題。特に別府コミュニティ・プラントの問題は、供用開始から満4年、接続率32%、旧巢南町は特環、供用開始3年、56%。私は、コミュニティがきちっとされておって、その上に立ってこの工事がなされておるとするならば、供用開始から40%ぐらいは接続されると思うんですよ。今現在、満4年になれば、もう60%にいてもいいんですよ。それがいまだに32%ということは、それについての質問をされましたが、その答えは、私は一生懸命やっているけれども、地域の方々が協力していただけないからどうにもならんんじゃないかと。それ以上あなたが追及されても、地域の皆さんが協力してくれんものはどうしようもないじゃないかということをおっしゃる。本末転倒甚だしい。と申し上げるのは、きちっと地域の皆様と話し合いの中で仕事が継続をされておるならば、こういう問題はないと思うんです。

もう1点、篠田徹議員から大変御心配をされております。犀川開発流域の第3排水機の統合排水機を継続されておる新堀川の工事はどうなっておるんだということが御質問の中にあっただかと思っております。私はこれは質問の渦中には入っていなかったわけでありまして、あえてつけ加えたのは、篠田議員に対して市長は、地域の地権者の協力が得られないのでどうにもならない

と答弁されておりました。全く地域の地権者、地域の方々が何にも理解がないように見えるんです。そんな人は一人もいませんよ。いい方ばかりです。地域の住民の方は、特に地権者の方は常識を持ったすばらしい地権者ですよ。どこが進まないのか。ここが問題なんです。コミュニティーなんですよ。話し合いなんです。

新堀川の改修は今さら始まったわけじゃないんです。昭和46年ごろから犀川開発、内水の治水を完了させるために長良川本線を改修し、しゅんせつし、支派川改修の一環としてこの工事は進行されておるわけです。当初10年で完成するといいいながら、現在30有余年かかっても完成していない経緯の中で、累積された不平不満はもとより、地域の実情もかんがみながら、地域の要望、かつまたお考え等も耳を傾け、しっかりと根差したコミュニティーをなされておるならば、こんな問題は簡単に片づくんですよ。笑っておられるかもわかりませんが、笑っておられることこそ問題なんです。なぜか。市民の税金で潤いある瑞穂市を築くために担当責任者として選ばれたからには、毎日命がけで実行しておるのが当然だと思うんです。私は、担当責任者のこの心を訴えておるんです。そういう意味において、どうひざを交えて地元の要望、地元の不平不満、あらゆることに耳を傾け、どう吸収したのでしょうか。吸収がないからこそ、なかなか片づかない。挑発的な上段での指令塔では、この問題は永久に解決できません。耳を傾け、じかにひざを交えた人柄であるならば、すぐ片づく問題だと思うんです。

自分のことが自分でできないならば、議会があるじゃありませんか。議会は議決権、それに対する執行を援助していく議会でもあります。二元代表制というのはそういうものだろうと思います。自分で握って自分でできない。そのできない事項を、地権者が話がわからん、地権者が物わかりが悪いから、協力してくれんからやれんのと。地権者の悪口に聞こえるようなことばかり言っているじゃないですか。地権者はすばらしい人ですよ。そんなことを言って何の仕事もできません。そういう執行能力では、瑞穂市の将来があり得ないということでもあります。それで前置きをいたしまして、次に本題の質問に入らせていただきます。

本題の質問は、実は地方分権時代、ガラス張りの行政、市民に開かれた行政、地域の協力なくして地域行政は成り立たない。まさしくそのとおりなんですね。その象徴が近年の情報公開。個人的なプライバシーの問題は別として、公的な部分については茶の間の皆様に全部、逐一発信していく。そして、市民の皆様方の格段の御理解のもとに、喜んで税金を納めていただく。その税金で、すばらしい地域、住んでよかったまちのために、格差のない予算編成をして執行していく。これが私は最高の市長だと思っております。

その一端の中で、今は山県市でございますが、旧高富町は合併する前、4年ほど前ですね。今、合併してから4年たつと思っておりますが、ケーブル化工事をいたしまして、茶の間のテレビに接続され、刻々と変わる行政を発信されておるわけです。私はそのことを旧穂積町の町会議員のときにここでも申し上げました。それから町長室でも申し上げました。そのときに申された

ことは、山田さん、あなたの言っていることはよくわかりますよ。わかるけれども、全部工事をやったら膨大な金がかかってしまうよ。まあちょっと待ちなさいや。もうしばらくやれば民間活力で光ファイバー網が整備されるから。現在NTTですね。同時に並行してやれば、行政の発信設備、それから人事管理、それから幹線道路から茶の間へつなぐ費用が膨大に縮小される。物すごく助かるので、まあ慌てずに、あなたの言っていることはわかるけれども、もうしばらく待ってくださいと言われたんですね。

ところが現在、瑞穂市になりまして、旧穂積町地域は光ファイバー網で整備されました。そうであるならば、自動的に、信念であるならば、言ったことに対する責任能力があるならば、旧穂積地区は茶の間への情報開示、発信ができて当然なんですよ。百歩譲ってできなくても、少なくとも今工事中だと。その辺まではあって当然だと思うわけですが、この話が全然ない。ということは、その場限りで終わると。なぜ最高責任者がその責任を問うていかれないのでしょうか。ハード面は、ほぼ見通しがついている。それについてきのういろいろお尋ねされたら、いや、そういうハード面を言っておらへんのやと。ああじゃこうじゃと言われておるんで、それも自由でしょう。自由ですが、そのてんまつ、現在全然進んでいない。だから、過去のお話しされたことと現在の推移についてまずお尋ねして、そこから入りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

くれぐれも申し上げますが、私はこれからまだ9項目にわたって質問がありますので、簡潔・明瞭にお答えいただいて、部長さんは最高責任者でございませぬので、市長から御答弁をお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 山田議員さんの御質問にお答えします。

山田議員さんが言われましたケーブルテレビ、並びに光ファイバーの件ですが、これは山田議員さんが平成16年12月議会において市の情報の発信、開示の手段として光ファイバーはどうかということがありました。それに基づいて現在の状況を申しますと、ケーブルテレビにつきましては、今民間の方の活用で駅北地域の馬場、生津とかが既に供用を開始しておりますし、光ファイバーにつきましても、穂積地区につきましては、先ほど言われましたとおりNTTの方で供用開始をしておるところでございます。

〔9番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 私の質問に的確にお答えいただきたい。時間が1時間ということで決められておりますので、私は計画どおりのお尋ねをしているわけです。私は旧穂積町時代に穂積町長にお尋ねをし、かつまた町長室でお話しした答えが先ほどお話をしておるところでございますから、それについての説明をお願いしたい。市長、答弁してください。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 大分、今の御質問は問題がふくそうしていると思っています。というのは、私ども市としての広報活動と一般の情報の連携との問題とでテーマが違ってくると思います。高富町のケースの場合のケーブルテレビというのは、町の広報活動の一環なんですね。だから、そういう意味でいけば、現在これだけインターネットが普及してくる過程の中では、私どもとしましては、広報活動としてホームページとかそういうような形での利用というものをもっと積極的に工夫していけばいいというふうで、わざわざ別にもう1本線を引く必要はないというふうに考えております。

〔9番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 私が申し上げているのは、地方分権の時代であればあるほど、地域のコミュニティ、地域の協力なくして幸せなまちづくりはできない。これは市長言っておられるわけですね。私も全くそのとおりだと思うんです。そのためにはどうあるべきかと。皆さんの一生懸命働いた税金がどのような形で市行政が使われておるか、どのようになされておるか、その明快な、今までにない発信に、いわゆる光ファイバー網という近代的な能力の設備が今できておるわけですね。だから、それまで待ちなさいと。簡単にいえば、ケーブル化で高富のようにやれば7億ぐらいかかっちゃうと。今、光ファイバー網でやれば1億前後で済まされる、その地内は。それを僕は待っておったんですよ。待っておったことは待っておったが、ちょっと音が聞こえてこない。これが瑞穂市長のリーダー格としていいか悪いか、私はお尋ねをしておる。すばらしい人だと思っておるんだけど、そのすばらしいどおりにやっていただけないから私はお尋ねしておるわけでありまして。今のところやられてないわけですし、やろうとはしていないんですから、「山田さん、それはちょっと忘れていたかもわからんけど、これから一生懸命やるで、いい勉強させてもらったなあ」と言われるかと思ったら、それについてまた弁明してござる。まあよろしい、やらないということでございますから。

その次、敬老会の予算執行について。

二元代表制、執行権、予算編成権。予算編成権をもって議会の議決権で審議をし、通ったら、その議決に沿って仕事をさせていただく。仕事をやったかやらないかは、次の9月の決算議会で審議をする、これが定義なんですね。これが二元代表制。ところが、3月の当初予算編成をされて、その予算を議会へ提出された。敬老会としては、地域でやれと言われても、そんな予算ではとてもやれんが、ここまでは一生懸命地域でもやってもらわなしようがないけれども、指示どおり協力するとしても、経費の面は出してもらわないかんよと。市民の声は、800円や700円やそこらでできへんで、少なくとも1人当たり3,000円ぐらいに計算してやってもらわないかんよと。議会で2,000円増額して予算を議決したんですね。しょっちゅうそういうこと

をやれば別ですけど、瑞穂議会はそんなことはよほどやらないとないですね。ただ一つ、4年間の間にそうやった。やったら、執行権者は議会の議決に沿って執行するとあいさつされているんですから、そんなことぐらい、なぜ満額執行しないんですか。それを9月議会で私が申し上げたら、「私は執行権があるんやで、いろいろ諸般の状況を精査したら、その金額は必要ない」ということで1,000円前後になっていったんですね。あと2,000円ぐらいは使わなんだ。

そういうこともありますし、昨年その問題を質問したときには、自治会でやれというならば、敬老会は国の行事ですよ。ところがやれないところはどうするんですかと申し上げたんですね。そうしたら、「やれないところは、市で何らかの方法でお祝いさせてもらうがな」と言われた。ところが、今現在、調べるところによりますと、昨年もそういう言葉は言われたけどやられない。本年はどうかと調べたら、92自治会があるんですけども、92のうちの12自治会がなされていない。三つは対象者がいないということでございますが、12の自治会に対してどのように敬老会のお祝い事がされたでしょうかと私は担当部長に聞きましたら、いや、今のところやってないとおっしゃる。しゃべったことに対して、去年ものりくりで済んでしまった。まあ1回はいいいから、ことしは、やられていない自治会はきちっと市の方で何らかのお祝いをやられるだろうと思ったら、やられておらんよと言っておるんや。その件について、市長の御答弁をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

9番（山田隆義君） 僕は部長じゃなくて市長に聞いているわけですから。僕は、市長に今まで聞いた経緯でその答えをもらうんですから。決裁権の最高責任者は市長ですから。

議長（藤橋礼治君） まず担当部長から先に発言させます。

市民部長。

市民部長（青木輝夫君） 敬老会の執行につきまして、会場がない等でできないということも聞いておりました。それで、私どもも何とかできないかということで、公共の市民センター、それから総合センターを使っただいて、そこでやっていただいても結構でございますのでということでPRはしておりましたけれども、結局行われないうところが出てきたという状況でございますので、御了承いただきたいと思っております。

〔9番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 私の質問に対して的確に答弁をお願いしたい。そんなこと聞いているんじゃないんです。市長が昨年からことしにかけて、やられない自治会に対しては何らかの方法でお祝いをさせていただくとおっしゃっているんですから、それについてやられていないから、1回なら僕は容認しますよ。2回目なんです。調べると去年もそうでした。去年は容認した。ことしはまたやられておらんよ。だから聞いておるんですよ。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） やられない自治会にはそれなりの理由があると思うんです。だから、その理由を解消していくためにということで、今も市民部長が御答弁申しあげましたように、市の公共施設を利用するとか、そういう工夫でしていただけないでしょうかということをお願い申し上げているんですけども受けていただけなかったと、こういうことでございまして、私どもとしてはそれなりに、その問題点を市がバックアップすることによってクリアすることは考えてきておるつもりでございます。だから、それを今度はどう判断されるかということはそれぞれの自治会の判断だと、こういうふうに思っております。

それから、予算を組んでおいたのになぜ全額使わなかったという御指摘でございますけれども、当初私どもが組んだ予算では自治会が大変ではないだろうかということでお組みになったと思います。ですから、逆にその意味で見直しをさせていただきました。また、自治会の一部の方々の御意見も聞きながら、この程度でならそれなりにやれるんじゃないだろうかということで執行させていただいたということでありまして。何が何でも満額使い切ってしまうというのは、少し理屈が行き過ぎじゃないかと思います。私は、議会で議決された趣旨というものは十分に踏まえて執行したつもりであります。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9 番（山田隆義君） 昔、松野市長のお母様、松野友町長のときにはもっと貨幣価値が高かったんですね。高いときにでも一人当たり 1 万円ほどお祝い事に使われたそうです。今、貨幣価値は低くなっておるんですよ。低くなっておって 1 万円計上するというなら、こんなむちゃくちゃ使えるかと言われて、僕が下がってもいいんですよ。最低でも一人当たり 3,000 円ないと、お祝い事にふさわしいことができないんだなあということでやられたわけです。それものんで、一生懸命あれだけやられたと思うんですが、僕は何を言っているかということ、3,000 円全部使えとは言っていない。3,000 円近くまでフォローされておれば僕は言いませんが、3 分の 1、3,000 円のうちの 1,200 円ぐらいしか使われてないんですよ。それが精査をした金額かということをお願いしております。議会を軽視したということ以外にないでしょう。そのことは実行されていないわけですから、やむを得ません。福祉の切り捨ての方向に入ります。

その次に入ります。

固定資産税の未納問題というところでございますが、これは、市長は行政執行権者として、地方税法、規則等を遵守し、公平に説明責任がとれる執行をするために、最大の努力をされて切符を切られておるわけです。今現在、支払い能力があろうともなかりょうとも、適正な課税をされておる。その最高の責任者が松野幸信市長です。税務課の職員は、それに基づいて忠実に執行をされているわけでありまして。ということは、人事権、執行権の最高責任者は、それだけ

のすばらしい権限を与えられていると同時に、一般市民からいえば、忘れておった、ちょっと気がつかなんだということで情状されることがあっても、最大の最高責任者は、疑いがある、疑念がある、好ましいことではないということであるならば、高く理性を執行し、しっかりと我が身を省みながら執行しないと、市民の信頼は得られないわけです。市長は過去の質問の中で、個人的には支払ってもいいけれども、支払い方に苦慮しておるといことも言われましたが、苦慮しておろうが、何があるとも、苦慮のできない道も考えていただき、よかれ悪かれ自分は条例違反、条例どおりやってないということですから、それはきちっと襟を正していかないと、権限だけ振るっておったら市の職員の信頼は得られませんし、市では士気低下につながり、市民サービスにはつながらない。市民からの行政への信頼は不信感の増幅あるのみであります。だからこそ、最高の責任者は最大の責任があるということをいつも肝に銘じながら執行してこそ市民の繁栄があるものだと私は思っておりますが、これは今現在なされていない。なされない理由は何でしょうか、簡単をお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

9番（山田隆義君） 僕は市長に申し上げているんですから。時間がどんどんたっていってしまうがね。それなら時間延長してくれますか。

議長（藤橋礼治君） まず担当部長の方から説明を聞いてください。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問に私の方からお答えをさせていただきます。

御質問の件につきましては、以前から何回も申し上げておりますように、当該の土地につきましては、別府自治会の不特定多数の方々に使用、または利用されてきたということは事実でございます。だれもがそれを認めてきました。行政側といたしましても、当初からそれを確認し、容認をしてきております。御指摘の課税のことにつきましては、申請者に対しまして適切な説明、そしてまた指導をしてこなかったこと、条例に規定されております事務の適切な運用を怠ってきたと。租税を減免してきた課税庁側の瑕疵を一方的に納税者側の責任に帰して賦課するということは、納税者側の信頼を裏切るという解釈で、すなわち信義則の原則を欠くという判断をいたしております。よって、遡及課税はできないという判断をいたしております。このことにつきましては以前にもお答えをさせていただきましたとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） そういう部長の説明は前から聞いております。私が言っているのは、一般納税者だけならば、知らなかった、それだけのことは皆さんに伝えてなかったというのはいんですよ。知っておっても知らなくても、切符を切る最高の責任者の責任を問うておるんです。その責任をとらなくして、納税を一般市民の方にどんどんと責任者として切符を切ったら、

何を言っておるんだと。あの人、自分の権限だけはぼんぼん振り回して、自分はそんな権限を振っておいてやらんじゃないかと職員が言うと、人事権で勤務評定をちゃっちゃっちゃとやられてしまうで、それで結局言わん方がええ、言わん方がええと。市民からいったら、そんなもん、何を言ったって、切符をびびっとやられて、払わなんだら滞納処分を食らってしまって、強制執行やってくると。そういうことばかりやれば、不平不満だらけになるんですよ。だから、私は高い権限を持った方は道義的に少しでも疑いをかけられたら、その責任は重大であるということを申し上げておる。まあ、それはとらないということでございますから結構でございます。

次、外部監査の導入についてということでございますが、これは福島県知事の佐藤知事、宮崎県の安藤知事、和歌山の木村知事、岐阜県の裏金問題、もう首長は疑惑だらけです。初めは、一切私は関与しておりません、一切知らなんだ、そんなことありませんと言っておって、最後に、いや知っておりました、そんなことはと。最後まで知らなんだと言ったら捕まってしまって、今度は知っておったになっちゃったね。人間、そんなもんですよ。だから、市民の中では瑞穂市政は穂積町時代から長く立派な松野市政かもわかりませんが、長く続いているので、いろいろまつわる黒い霧がうっせきされておることも事実なんですね。だから、普通の監査はきちとなされておりまして。ここの総括の中で質問したら、担当監査委員は今呼んでないのだからできないということで、総務委員会で時間を割いていただきまして、権限を与えていただきまして、大石代表監査委員にお尋ねしたわけです。あなたの言っておられる監査まできちとやろうと思うと、経費の面、日数の面で問題は残る、十分やれない。けれども、監査基準は10項目ぐらいあるので、その監査の内容については監査委員の裁量権に任されておると大石監査委員は言われた。だから、監査の範囲内はやっているけれども、あなたが求める高度の監査は、とても予算、日数からいってできないということなんですね。だから、世間で言う疑惑の渦中であると同時に、瑞穂市は大丈夫かと言われておるわけですから、私ども議員は市民の代表である以上、しっかりと精査しなあかんという意味で、行政面を主体にした外部監査をすべきである。いわゆる公認会計士、弁護士、それから監査能力のある実績がある監査委員を選ぶ。最低3人か4人でしっかりとやっていただく。しっかりとやってくださいと9月議会で申し上げたら、監査はやる必要ないと。あなたが言う外部監査は必要ないと。

市民から言われる疑惑になることは何にも将来出ないということならば、いいですよ。裏返しに、あと永遠にずっと市長がやられるわけじゃないんで、ほかの方が市長をやられて、何かぱっと出てきたと。全部洗っていったらどえらいことになったときに、それなら松野市長は全部責任とられるんですか。だから、そんなことを言っただけでここで当たりますので、松野市長は再出馬の決意をされたので、しっかりとその疑念を払拭して、正々堂々と出馬をし、その洗礼を受けてやっていただくことを願っておるんですよ。それがやる必要ないとわれれば、世

間の疑惑は払拭できない。気の毒なんですよ。僕は、松野市長がまさしくそのお言葉どおり、しっかりやられておるとするならば、疑いをかけられただけでも松野市長は気の毒じゃありませんか。だから、僕は中立な市民派の議員として、松野さんを批判しておるばかりじゃないんですよ。松野さんは、一面いい人であれば、能力もあれば、やっていただければいいんですよ。応援しますよ。しかし、それがやらないということであれば、応援したらおかしいじゃありませんか。応援しないと、山田は反対のために反対をやってきたと。これが瑞穂市政ですか。だれのおかげで行政をやっておるんですか。私は善良な市民の代表である。一生懸命、誠心誠意お手伝いさせていただいておる。そうすれば批判ばかり受けるじゃありませんか。まあいいですよ、外部監査はやらんと言っておられるんですから。

次、岐阜県重度障害者処遇控除補助金について。

これは、重度障害者が瑞穂市の中には知的障害者を含めて49人お世話になっているわけです。大変、福祉施設の先生方は御苦労さまでございます。そういう意味において、県は重度障害者に対しては生活向上のために少しでもそういう施設に対して補助をしないかんということで、15年4月1日をもって指令を出され、町村においては2分の1負担、あと2分の1は県費で持ちますと。市においては単独で市で補てんして、補助金を出してやってくださいという指令が出ておるわけですね。それを受けて各市町村は全部認め、各施設へ補助金の交付がされておるわけです。ただ唯一支払わない瑞穂市であります。これで福祉の「福」の字も言えるでしょうか。普通の能力があり、普通のことができる、だれも不幸にしてそんな生活をやりたいという人間は一人もおりませんよ。健康で普通の体であれば、働けば御飯ぐらい食べられるんですよ。自分のことが自分でできない能力の低い方、不可抗力で知恵おくれになっちゃった、健康だったけど交通事故で不自由になってしまった身体障害者、こういう方を皆さんの心で支えてこそ、ノーマライゼーションがクリアできるんじゃないでしょうか。そういう意味において、ほかの市町村もやられてなければ、うちだけやれとは言いませんよ。ほかの町村は全部それに従って、みんな施設へ協力しているんですよ。瑞穂市のお世話になっている子供は、49人中13人見えるわけですよ。13人は肩身が狭いじゃありませんか。それで福祉は語れますか、それを語るんですね。これからはソフト面をしっかりやります、今までできないものがこれからできますか。なぜ瑞穂市だけがその答えを出されないのでしょうか、松野市長から御答弁をいただきます。時間がないから松野市長ですよ。

議長（藤橋礼治君） そのために担当部長が責任を持って答弁しますので。

市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 議員がおっしゃる岐阜県重度障害者処遇向上費の補助でございますけれども、これは看護師とか生活支援員等の配置改善等を行いまして、介護の水準を向上させるために、施設を経営する事業者に対しまして、町村が補助した場合には、先ほど言われまし

たように2分の1の県の補助、市に対しては県の補助はございません。ですけれども、現在、県下とも各市が単独で補助してある状況でございますので、当市におきましても補助を検討してまいりたいと考えているところでございます。

〔9番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 今まで4年たっているんですよ、15年ですから。今まで最低のことは、すうっとよそはみんなやっているんですよ。すばらしい松野市長じゃありませんか。心豊かな方じゃありませんか。すうっとできてないものをこれからやります、検討しますと。検討の必要はないです。はい、福祉切り捨て。

次、医療費の無料化、学童保育についてということでございますが、ちなみに少子化対策。国においても医療費の無料化拡大、これは男女共同のお仕事。近代文明の発展のために核家族制度を助長しながら、若い世代でも一軒家を持って生活される。そして夫婦になり、子供をつくっていく。そうだろうと思うところが、所得が低いわけですね。だから、そのために子供をつくらなきゃならない20代、30歳前後の家庭が子供をつくれないうことじゃいかんと。そのために乳幼児の医療を無料化拡大、補てんしよう。それで子供を安心してつくっていただくということで、これは進められておるわけ。本市においては入学前まで。私は、少なくとも小学校6年生まで、できれば中学校まで医療費の無料化をやりたい。

学童保育は校区ごとに対応しないかんのですよ。うちへ帰って行って、民間のところをぐるぐる回るだけの能力があるんだったら、そう学童保育は必要ないんですよ。それを私は数年前からしゃべっておる。そうしたら近年、国の方では少子化対策、それから学童の健全育成のためにも、どうしてもそういう状況の家庭においては校区ごとにやらないかんよという方向になっているんですよ。私は先に言っているじゃありませんか。そうしたらかたくなに、学童保育は学校でやったら、協力関係からいって、防犯からいっても、その場所は適当ではない。民間でやるんだと。かたくなに、人の話を聞くような顔をして聞かない。市民の税金でやっているんですよ。市民の税金でやっているなら、人の話をきっかり聞いて、市民が幸せになるように反映しないかんじゃありませんか。それは、なされていないということでもあります。現在もそのような状況であるということをお心に刻んでおきます。

次、基盤整備。

基盤整備は商工業の繁栄。休耕田における休耕保障、かつまたできなければ休耕田の利用を誘発し、所得水準を上げていく。そうすることが市政への税金の納付にもつながるという良循環であります。優良企業の問題も同じことだと思んですが、私が言うのは、税金をもらってサービスを切り捨てて、そうして金を残すんじゃないんですよ。お金はできるだけ税法に沿って、税法上ぐらいいたいて、それ以上にIT産業やバイオ関連の企業誘致をして、そこから

もどんどんどんどん税金を納めていただいて税収アップをすると。そしてその税金を、近隣よりもサービスをどンドンやる。

職員のラスパイレス、一番低いですよ。市でいえば郡上市の次ですよ、ここは。郡上市は固定資産税が山の方で少なくなってしまうておる。こっちは平野部でも一番いいところだ。自然と税収が入る一番いいところにおるんですよ。そうしたらサービスがよくないといかんよというんだけど、サービスは低いかな。職員のラスパイレス、一番低い方から2番目ですよ。岐阜県の町村から見たら3番目や。一番市で低いのは郡上市。町村でいえば白川だったと思うんだけど、これは見ておらへん。頭に全部入れてある。そういう状況がすばらしい瑞穂市ですよ。税金は税法並みにいただいて、足らなったら優良企業を誘致したりなんかして税収アップをする。そして市民には近隣にないサービスをどンドンやる。そしてまた健全財政をやる。不交付団体に等しいくらいの健全財政をしいておる。そうであるならば、僕はすばらしい市長だと。全くすばらしいので、この人と戦ったって何にもならんよ。ずうっとやってくださいと私は申し上げる。ところが、そうではないから、理解ないと思うんですよ。商工業の育成にしても、全然やらへんかな。もっと引っ張らなあかんかな。皆さんが地域の中小企業が繁栄するようにどンドン引率して、働いて金をもうけてもらえば税金が入るかな。活性化の道をどうして探究されないんでしょうか。これはしゃべっておれんな。

次、公共工事の発注。

談合問題がしきりであります、私は数年前より、旧穂積町時代から一般競争入札、電子入札もやるべきであると申し上げました。しかし、現在はそういう状況に一般的になりつつあるわけです。なりつつありますが、今のところ指名競争入札が大半である。地元の企業育成のためにも、同じ金額だったら地元の企業が仕事をもらえるように配慮すべきなんですよ。高く落としてくれとは言いませんよ、市民の税金が損するわけですから。よその企業と同じぐらいの金額だったら、それから財務能力があるんだったら、地元の企業育成のためにも仕事を渡すように配慮すべきであると同時に、冬場下半期に集中発注はせずに、夏場もできる仕事は夏場でも発注できるように、そういうシステムの構築をしなげやらないかと。今までやってほしいと。雪のときはみんな除雪協力車に協力しておいて、よその企業をもうけさせたって、ちょっとも来いへんかな。地元の企業はえらいばかりや。だから、そういう仕事はいかんの。よその企業だけ高くしてくださいとは言いませんよ。よその企業と同じぐらいの能力があって、入札金額も同じぐらいだったら、それで受けるんだったら仕事をやってくださいと。それも冬場だけで集中発注したら仕事できへんかな、どれだけもらったって。夏場でできる仕事は夏場でできるように段取りしなあかん。

皆さんが、地域の人が潤うようになぜやらないか。それをやってないじゃありませんか、こらでしゃべっておってもしゃべる元気もないし、質問する元気もない。そういう体制ですよ。

この体制は僕が言っているんじゃないんですよ。市民の声をずうっと聞いて歩いておるわけだから。私は、何も人をけ散らして前へ出ようとは思っておらんや。世の中の新陳代謝がよくなればいいと思っておるんですよ。しっかりとその道しるべをやっていただかならんのですよ。僕、3分ぎりぎりまでしゃべらせてもらうで。まだ1時間ぐらないとこれは詰められへんのや。それで時間になる。やるかやらんか、やってないか。やってないならもういいと、こう言わんならん。その次は、やらなんだからこれからどうしてくださいますかと言えないでしょう。今、雑音入れておるがね。

〔発言する者あり〕

9番（山田隆義君） わかっておるで、ええ。あんたは黙って聞きなさい。僕は質問権に基づいて質問しておるんだから。

そういうことでございますので、早う終われと。立派な議員さんがお見えになりますので、この辺で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） ここで、議事の都合によりまして10分間の休憩をとります。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

16番 棚瀬悦宏君の発言を許します。

棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 皆様、おはようございます。

議席番号16番、新政会の棚瀬悦宏でございます。

先ほどは山田議員の独擅場がありまして、私は穏やかに質問させていただきたいと。見解が相当違うので、その見解は申し上げません。ひとつよろしく御清聴いただきながら、御答弁もよろしく願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので一般質問させていただきますが、私は3点質問させていただきますと思います。

第1点目は市の体制整備について、第2点目は消防の広域化について、3点目はいじめ問題について。この3点は昨日より質問されている事項ばかりで、皆さんやっただいてるので重複する内容が多いと思いますので、私の通告の内容をそのまま読み上げさせていただいて、一括質問させていただきます。御答弁はその辺のところをしんしゃくしていただきまして、簡潔でというよりも、適度の御答弁をお願い申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

まず初めに、第1点目は市の体制整備についてであります。

市長は本議会の提案説明の冒頭、新市の体制整備に努力され、ハード面はめどがついたと。

そして教育や福祉などで残された課題があるということで、各議員からも質問されておるわけでございますが、次期市長選に正式に立候補を表明されました。リーダーシップを発揮されまして、行政手腕の堅実なところと実績で瑞穂市の基盤づくりをもっともっと、まだ行き届かないところがあると思いますので、やっていただける方だと思っておりますので、私はそういう面では高く評価しておる一人でございます。

そこで、合併後4年目になり、体制整備について残された課題が具体的にあればということでおっしゃっていただいておりますが、今後、合併後の行革が進むと、合併は行革がもとだということをおっしゃっていただき、その効果があるということで合併してきたわけですが、その辺のところ、大まかな点でよろしゅうございますが、ひとつお尋ねしたいと思います。

第2点目は、消防の広域化についてであります。

12月5日、岐阜市議会の一般質問で、小林ひろし議員が瑞穂市の業務委託についてということとされておったんですね。それを新聞紙上で、この3日ぐらい前に出たと思うんですが、そうしたら市長は、気持ちよく、一生懸命広域化については努力するというので、広域の改正法ができたから協力するという温かい言葉をいただいたということに本当に私は心から歓迎し、感動しておる一人でございます。ひとつそういう意味で、我々はぜひとも皆さんに協力していただけるような姿でなければいかんと思っておりますので、よろしく願いいたします。

改正消防法の組織法は、消防の広域化の推進ということで、消防体制の整備及び確立を図るという旨になっております。瑞穂市においても、消防業務を岐阜市に申し入れられて、そのような一般質問での市長のお言葉があったわけでございます。消防の広域化にも私は大賛成で、メリットもあると思います。そのようになれば、防災の基本計画の見直しが必要になってくると思うんですが、そういうところがあればひとつお尋ねしたいなと思っておりますので、岐阜市の方の本当に温かい御協力をまずもって御礼申し上げたいと思います。

第3点目は、いじめの問題についてであります。

ここ数ヵ月前からいじめの問題が世論の脚光を浴びています。安藤議員も教育長から御回答いただいておりますが、私なりの考え方をひとつ質問したいと思います。

新聞紙上でございますが、岐阜県の瑞浪市立瑞浪中学校2年生女子生徒がいじめを苦に自殺した問題で、瑞浪中学校では全校生徒の約1割に当たる45人が10月以降にいじめを受けたというアンケートの回答があったということです。生徒たちの生きる力の大切さ、そして心のケアに欠ける結果が今回の自殺問題で浮き彫りにされたという指摘があったわけですが、瑞穂市においても、どのように状況把握されているかということをお尋ねするんですけど、教育長は安藤議員からある程度のことは話も聞きまして、そうだなあとと思いますが、同じ質問になるかもわかりませんが、豊かな子供の心を育てて、いじめのない楽しい学校生活づくりにお互いが論議する場、そして地域を挙げてつくることは、社会でもそうですけれども、見て見ぬふりをする

という社会環境を教育現場の環境から見て教育現場の意識改革はどうされるのか、その対策はどうあるべきか、ひとつその辺のところをお尋ねしたいと思います。

以上の3点で質問席へ移りまして、できるだけ再質問は、きょうは女子マラソンがあるそうですので、私も応援したいという気がちょっと残っておりますので、その辺のところを時間間に合うように私は終わりたいと思いますので、皆さんの御協力をよろしくお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 棚瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

まちの運営というのは、いろんな点で均衡というのが非常に大切だと思います。その中でも、特に財政とのバランスというものを外すと大変なことになると思うわけでございます。先ほど山田議員がいろんな点で御意見を出されました。静かに拝聴しておったわけでございますけれども、いろんな御意見の中を見ておりまして、私はやはりバランス面でいろいろと考えていかなきゃならん点が多々あるのかなあという印象を受けたわけでございます。そういう意味で、私思いますけど、ハード面の整備というのは優しいんですけども、それとバランスのとれたソフト面の体制を整えるというのは非常に難しい問題だなあということを痛感しますと同時に、その必要性をなお感じたわけでございます。

現実の問題として、御指摘のように行政事務のコストダウンというのも、財政の際、歳出のバランスを考えていく上で非常に大切でございまして、その点で、先ほど御指摘のありました事項の中でもいろんな御提言もあり、またそれなりにヒントを得たというふうにも思います。

それから福祉面におきまして、やはりバランスというものが大切だというふうに思っております。福祉面におきまして私が基本的に考えておりますことは、福祉というのは特定のポジションに突出させるということはよくない。全体にバランス、要するにいろんなサービスとサービスとのバランス、あるいは他の地域とのバランス、そういうようなものが非常に重要かと思えます。ですから、そういう点で見ますと、先ほどのお話の重度障害者の処遇向上という問題についてなんか、瑞穂市はやってないんじゃないかという御指摘なんですけど、これなんかは私は、逆に言うとそれが見落としであったというふうに判断いたしますけれども、早急に対策を立てなきゃいけないというようなふうで、絶えずそういうところを配慮しながらやっていかなければいけないと。

また、先ほども新堀の話が、地元の代表というような形での御意見が多々ございましたけれども、これなんかも要するに私と公共とのバランス。いろんな御要求の条件をそのまますべてオーケーと言えれば了解がいただけるんでしょうけれども、それをオーケーと言うことはバランスを崩すことになるわけでございまして、それは言えないというところに結局いろんな食い違いがあるというふうにも思います。いろんな行政施策を進めていく中で、私は特にそういう意味でのソフト面の問題というものを重視してこれからの課題として考えていきたいと、このよ

うに思うわけでございます。

繰り返して申し上げますけれども、財政とのバランスは絶対に崩してはいけない。それからもう1点は、いろんな施策と施策との間のバランスというものは絶えず配慮していく必要があるということ。それからまた、時代が変化していきますので、過去の施策にあまりこだわるべきではないと。新しい時代にマッチした施策というものを絶えず考えていかなければいけないということを思っておるわけでございます。

非常に抽象的な答弁でございますけれども、まちづくりの中でのこれからの考え方ということで申し上げさせていただきました。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） 2点目の質問にお答えをさせていただきます。

消防の広域化に伴う防災計画の見直しについてということで御質問いただきました。

御指摘をいただきました防災計画の中には、災害時における対策本部の組織体制について消防機関の位置づけがなされております。また、市が行います防災活動においても、消防機関との連携などについての取り決めが細くなされていることから、御指摘の常備消防の位置づけが変わって新たな防災体制が確立されてまいりますと、当然市の防災計画や水防計画につきましても、新たな体制の計画にあわせまして見直しを行ってまいります。

簡単でございますけれども、以上で答弁とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 3点目のいじめ問題にかかわってのことについてでございます。

内容的には3点あったかと思えます。いじめをどのように状況把握しているかということ、それから地域を挙げて論議する場、それから見て見ぬふりをする教育現場の意識改革。

まず1点目でございますが、いじめの状況把握ということに係りましては、学校が努力しているものとして、各個人へのアンケート調査、これは子供だけにとどまらず、保護者にもお願いをしているというような学校もございます。それから相談箱、それから教育相談日といったのを定期的に設けて、話を聞きますよといったような形で把握をしております。いじめの件数ということでございますけれど、そういった調査をしますと、いじめられたことがあるとか、あるいは今もそういうふうにいじめられていると思っているといった件数が非常にたくさん出てまいります。本当に、とても10%ではとどまらないような数が出てまいります。それは、例えば心ない一言が子供にとっては心の痛みになるといったような場合もあるわけです。そういった中で学校は、このことについてはきちっとした対応をしていかなければならないという判断を、まず学校、担任、そして学校の中には今さまざまな生徒指導に係る組織をつくっておりますので、そういったところでも論議をしながらきちっと対応していく。

教育委員会としましては、この状況把握は、きのうもちょっと申し上げましたけれど、学校

・教師にいじめという認識があり、保護者も認識して対応した件数、これが1点目。それから、学校・教員はいじめという認識はあるが、保護者は認識していなかった、けれど対応した件数。それから、学校・教員はいじめという認識を持っていなかったが、保護者・児童・生徒がいじめであると訴えていたといった件数。ですから、言ってみれば学校もさまざまな状況掌握をしながら、これはいじめとしてきちっと対応していこうとした件数というものを教育委員会は掌握しようといった、今は基本的なスタンスでございます。そういった中で、現在指導中、あるいは観察中という件数が、昨日申し上げましたように数件ございます。実際に対応した数は、大体これの8倍から9倍くらいの数になります。一応指導をして、一通りの解決を見ている。ただ、これですべてが終わったということではございません。これは教員、あるいは学校の常でございますけれど、一つのことをやっても、その後の様子といったことについてはいつも神経を張りながら見ていくといった姿でございます。

2点目の地域を挙げて論議をする場ということにかかわりまして、昨日、やっぱり家庭の教育力という話も私申し上げました。そういったことから考えたときに、今現在、青少年育成市民会議が立ち上がって、3部会の活動という形で、本当に大勢の、もう80人、90人という方に集まっていたいただいて、それもさまざまな立場の方といったことで、市民の側からのそういった活動の盛り上げということをさまざまな形で今検討、あるいは具体的にもう動き始めております。そういったところで、このいじめ問題ということも取り上げていただくようなことを、運営委員会という組織もございますので、そこを通してお願いしていきたいと。

それから、家庭教育学級にかかわっては、乳幼児期からのずうっと年齢に応じた仕組みを大体昨年度来、整えてきましたので、そういったところでの研修的なこと、あるいは社会人権同和の研修会もございます。そういったところへの取り上げも考えていきたいというふうに思っております。

ただ、正直言いまして、いじめ問題といっても非常に広範にわたります。そういった中で、私が今現在非常に強く意識していることが一つございます。と申しますのは、今学校は、昨日来話しておりますように、非常に神経を使いながら対応に心がけておりますが、一つ何かといいますと、携帯のメールとか携帯のサイト、あるいはインターネットを活用しての、言ってみれば悪口といったことが社会でも今問題になっておるんですが、実は瑞穂市の中でもこの事例が出てまいりました。これについての対応を非常に今苦慮しております。そういった点で、特に青少年育成市民会議の方にこれから論議をしていただきたいといった大きな中身として、実はこういったことにかかわって、私たち大人としてどう対応していったらいいかというようなことの論議といったものを今後考えていかなければならない。これ、なかなか手の出しようがないんです、正直言って。どうしたらいいか、なかなかわからない。ですから、この問題が一つ大きな課題として今あるという認識をしております。

それから3点目の、今度は教育現場の意識改革ということについてでございます。

いじめを教師みずからやったという事例が新聞でも報道されました。また、見て見ぬふりをするといった事例もあると。ただ、瑞穂市の教員で、先ほども申し上げましたけどそういった教員がいるとしたら、これは本当にゆゆしきことだというふうに思っております。ただ、教員には日々指導力向上の研さんをお願いしております。そして、そういった中で生徒指導上の問題が見つかった場合には、瑞穂市の教職員は本当に夜遅く、あるいは家庭訪問、休日出勤、そういった形で子供への指導や、または保護者への助言等に努力をしているという姿は御理解いただきたいというふうに思っております。

これは皆様方にもお届けをいたしますが、あした付の日にちで「瑞穂の教育」、これは学校教育課の機関紙でございますが、この冒頭のところに私「いじめ問題を考える」ということで、全教員にもこれをあした発信いたします。きのう言ったような中身でございますけれど、内容的には、一番の基本は、いじめはあるという立場でとらえなくてはならないけれど、まさにそういった立場は、一面からいうと非常に残念な立場であると。言ってみれば、私の思いとしては人間のよさを信じていじめ問題に取り組みたいといった立場で、いい集団にいじめはない、これが1項目めです。2項目めは、思慮深さがあるところにはいじめはない。3項目めが、自己自身とのつき合いを大切にするとところにいじめはない。人間は、少しでも高まっていこうとするすべての人間がそのよさを持っている。そのよさを大切にすると同時に、そのよさを大切にしていこうとする教師の立場、そしてその視点から見る指導力の向上、これを何とかお願いしたいと。最後に、いじめを見逃さないという目を持つことへのお願いということで、見えないものを見抜く目、やっぱりこれも教師の力でございます。それから、もしあったら即対応する、これも教師の力だというふうに思っております。そんな形で教師の意識改革、努力を期待し、お願いをしたいと、そんな立場で今おるところでございます。以上です。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 第1点目の市の体制整備について市長から御答弁いただきました。市長のお考えと多少私は政策的には一致する部分があるので、本当になかなか一致する方はいないんですけども、そういう面では私はやりがいがあるなあと思っておるようなことですが、ともかくまちづくりは、継続するということは、大概一人でちょちょ変わったりいろんなことをするよりも、継続が力だと思っておるんですね。そういう継続の力を発揮してもらいたいし、そういう瑞穂市の基盤づくりもよちよち歩いてここまで来たんだということも、澤井議員が代表質問を前の会で言ったと思うんですが、そういうよちよち歩きのところをしっかりと見詰めてもらっている政策はだれだろうかというふうに、考え方を見なきゃいかんと思います。

そういうことで、まちづくりは、山田議員も言われたようにいろんな障害があるんですね。だけど、その中で勇気を持って、だれがやるかということが、市長が言われたように、福祉政策の中で財政の負担まで食うような政策はやれないよと。いろんな体制整備においても、そういうお考えをされておられると思うんですね。やっぱり議会というのは、先ほどから二元代表制と言われるんですけど、議会は一人と市長が対等で二元代表制という意味じゃなくて、議会は議長・副議長がいて、議会の組織の中の考え方をまとめて、そして市長の執行部との両輪で行くというのが私の考えなんです。ただ、議員が、私一人だから二元だよ、だからおれの考えを通せと、何でもやんちゃを通せというような御意見では、議長が中心に議事を諮っていく、そういう組織で事を運んでいるので、委員会もそういう組織の中でやっているんだと。組織の中で議論されたことをほかの議員が知らなくても、委員会に任せているんだから、おれは知らなくてもおれらに教えてくれよということになると思うんです。後からまた消防の広域化についてもそのような考え方になってくると思うので、我々議会の中で本当は二元代表制とは何だろうかという議論をすればいいんだけど、あの方と見解が違うんだからといって見ておってもいたし方ないなと思うので、議長、ひとつその辺の議論も必要ではなからうかと思うので、二元代表制というのは、おれ一人と市長は一緒だぞというようなしゃべり方をしておったら、私がねだればねだるほどいいということなんです。市長はわしのことをやってくれんのは何でやれんやと言え、やるやつが悪いぞとなるので、こんなことで市の体制が整うかということになりますと、これは問題があるのではなからうかと思しますので、そういうことが特に今、最近気になりますので、ひとつ申し上げておきたいなと思います。

それから、まちづくりには思いやりがないといかんと思うんですね。前の議会でも言いましたけれども、やっぱりまちが好きにならないかん。愛さないかん。基本的に、市長、その辺ですよ。愛して体制をつくっていく。まちが好きだからやるんだよと、いつもそういう気でいらっしゃるのではなからうかと思いますが、その辺だけもう一度確認をしたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今の御意見に対してお答えさせていただきます。

私、どなたも自分のまちをよくしようと思って、いろいろと御意見をされていると思うんです。目標として登る山は一緒だと思うんです。ただ、登る道がそれぞれの人によって違うということではないだろうかというふうに思います。私なりに、こんなふうにして登っていったらどうでしょうかということで、いろいろなことを御提案させていただきたいと思っておりますが、先ほどの御意見の中に継続性という話がありましたけど、目標さえしっかりしておって、それなりの人がやっていたら、要するに施策が継続性を持てば、人の継続性でなくても私はいいんじゃないかと、こんな認識を持っておりますが、一番大事なポイントとしてありま

すことが、その目標に対しての共通認識というものがしっかりと構築されてないというところに若干問題があるのかなあと、こんなふうに思います。そのあたりは、むしろこういうところできいろいろと議論をさせていただく中で見つけ出していけたらと、こんなふうに思うわけでございます。

とにかく人と人が一緒に生活していく場が私どもの地域社会でございます。それは、一人では生きていけない、またみんなの力もかりなければならない。だけど逆に、みんなにも力を貸さなければいけないというのが人間社会だと、こんなふうに思うわけでございます。そういう意味では、一番大切なのは相手に対しての御指摘の思いやり、愛といいますか、そういうものが共同社会の根幹をなすものであるということは私も十分認識しております。私自身としての個人的な感情で申し上げれば、一番初め穂積町長に立候補させていただきましたときに、一番初めに申し上げました一言は、「私は穂積町が好きです。だから、このまちをよくしていきたいと思います」ということを一番初めに申し上げた記憶がございます。やはりどんないいまちにしていくかということが、一番大切な最大のテーマではないだろうかというふうに思っております。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） どうもありがとうございました。

確認しましたら、本当にまちを愛して、このまちをつくっていくという基本を承知していただきますことをお願いしまして、次に移りたいと思います。

消防の広域化について御答弁いただきましたが、防災の基本的な見直しは必要があるということでありましたけれども、これからの課題だろうと思うんです。そこで、広域化というのは30万人口を中心にした広域化だということで、前からも広域化に行かないかんということで努力をしておったんです。今回非常に私がうれしく思ったのは、本巢の事務組合から離れるというときに、どうしようというときに、広域というのは何だろうかという話をしておったんですね。そのときに我々は、やっぱり岐阜市なくしては広域ではないよと。岐阜市あって広域だよと。岐阜市がなければ広域ではないんだと。本巢とやるんだったら、もう広域ではない。そんなことではだめだよ。それじゃあ一つでいこうよという話になったわけです。どうしても根から離れられないのは、岐阜市とやってほしいという願いがあったんですね、私には。その願いを持ってあって、きょうも何か議場に岐阜市の市会議員の道家先生が来ていただいておりますということで、先ほどお会いしたんですが、あの先生とちょっとあるところでお会いしまして、岐阜市ってひどいね、冷たいねと。あなたをほっぽり出すなんて冷たいねと。何を市長はそんな気で、おれらの考えもちょっと違っておったよということで、一遍考えてみるわという話もあったんですよ。それからの話は一切していないんですが、あそこでお会いしてから。

今回、岐阜市の市議会で小林ひろし議員が一般質問されたことが新聞に載って、ああいいことだと。本当にうれしいと思ったんです。それを歓迎しておって、何となしにきょう来ていただいているのでびっくりしまして、まだあれから会ったことのなかった先生が来ていただいて、どこだ議場はと言われたので、きょうは来ていただいたということで、私も本当にうれしく思います。以上です。

それから、今、二元代表制と言われたんですが、議員が知らないから、こんなこと新聞に載ったらいかんのじゃないか、その前に我々は、議員の使命としては、いろんな調査・研究して、我々は我々の仲間をやっていたんです。議長も副議長もやっていったんです。知らない。議会は二元代表制だったら、議会の組織の中で知るものがあれば知らせるということであって、市長に、お前何をやっておるんやという問題ではないということはこの二元代表制で特に感じましたので、ひとつその辺のところの議論が必要でなからうかと、こう思ったんです。以上です。

それから、いじめの問題についてでございますが、本当にいじめの問題というのは陰湿で、どなたが言われても見て見ぬふりする。親でもそうですね。悪いことをされたというのを見て、知らん顔していくのが大人の社会だし、それを子供に逆に責任を持たせるということが非常に問題があるなあと思うんですね。その問題を社会全体で反省しなきゃいかんなあという反省の論理、そして今コミュニティーが破壊されているような状態でしょう。隣近所が全然つき合わない。そして自分の勝手のいい自己中心的な時代に来ているでしょう。そうになると、社会的な運動が必要ではなからうかと。そういうこと、学校の教育現場ばかりじゃないよと。我々社会の中にも道徳上あるよと。こういうことをいつもかねがね思うんです。ですから、この社会の構造、いろんな社会変化、経済、社会、いろんな面の問題を、もっとコミュニティーがしっかりしておれば、地元同士で話し合える。市民同士が本当に近くで、反対の方もいろんな方もあって話ができるところ、一方的な話じゃなくて。そういうコミュニティーがあるといいなあと思っておるので、そういうのを我々議員が自分らでボランティアでもやってみる工夫も必要ではなからうかと。私は総反省をしなきゃいかんという考え方を持っておるんですが、その点一つ、これで終わりたいと思うんですが、その辺の考え方がどうなのか、ちょっとお尋ねして終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） 教育長、簡潔に答弁願います。

教育長（今井恭博君） 市長の方も、今回再三にわたって心の教育ということを書いてみえます。まさに今、子供の教育にかかわって、課題は、従来から申し上げておりますように、学力向上と心の教育だというふうに思っております。率直に申し上げて、今まで私自身も実は道徳が専門でございますけれど、学校に投げかけていった中身は、ただひたすら学力向上の側面で投げかけてきております。この心の教育の問題は、大きな問題として取り上げてまいりたいというふうに思っております。具体的な動きもつくっていきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合によりましてしばらく休憩しますが、なお本日は、国内長距離界の女子トップランナーが栄光をかけ、美濃路で華やかにスピードを競う第26回の全日本実業団の女子駅伝競走大会が開催されます。大会は、正午の号砲を合図に岐阜市の長良川競技場をスタートし、瑞穂市の国道21号など全長42.195キロのコースで熱い戦いが繰り広げられます。

大会推進協議会が発表した穂積大橋の先頭選手の通過予想時間は、往路が12時35分となっております。瑞穂市議会もこの大会の推進協議会の構成団体となっておりますので、議員諸氏、並びに傍聴の皆様方によりしく応援をしていただきたいと思いますので、長目の休憩時間をとりたいと存じます。

午後からは会議は1時30分に再開しますので、そのようをお願いいたします。以上でございます。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時32分

議長（藤橋礼治君） 休憩を長くとりましたが、その間におきまして駅伝の応援に出向いていただきまして、まことに御苦労さまでございました。

ただいまの出席議員数は20人であります。休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 浅野楔雄君の発言を許します。

浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） 議席番号4番 浅野楔雄でございます。

質問の通告をさせていただきました教育基本法及び鷺田橋周辺で捕獲されましたクマの件について御質問させていただきます。

鷺田橋周辺で11月初めに捕獲されました子グマの対応についてお尋ねいたします。

捕獲されたクマはツキノワグマとお聞きしましたが、間違いありませんでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） 間違いございません。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） 今、ツキノワグマで間違いありませんということでございました。

ツキノワグマは日本固有種のクマで、一般には動物の愛護及び管理に関する法律で取り扱いが定められております。特に動物の愛護及び管理に関する法律の第7条に地方公共団体の措置の規定がありますが、この条項に従って対応されたと思っておりますが、捕獲されたクマは生後間もないクマと聞いておりますが、生後どれほどであって、どういうふう処理されましたか、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） 答弁申し上げます。

捕獲につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律により捕獲の許可が必要になるなど、議員御指摘のとおり厳しく規制されております。今回の場合も、農作物の被害と住民への危害防止の観点から、当方による有害鳥獣捕獲の許可を出して保護いたしました。捕獲したツキノワグマは、推定ですが、ことし生まれた子グマであり、捕獲後の方法につきましては、県及び市・県等関係機関と協議の上、できるだけ自然の山に放獣することにしました。冬を越せるかどうかは心配でありましたが、上流域の市町と協議し、地元地域住民の理解を得られたことから、国有林の鳥獣保護区において放獣いたしました。以上です。

〔４番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

４番（浅野楔雄君） 御説明ありがとうございました。

今の御説明を伺いましたけど、私ども考えますのは、今このクマのことを思いますと、このクマは東の方から来たのか、北の方から流れてきたのか、また西の方の丘を越えて流れてきたのか、また親に捨てられたクマなのかと、今思えばかわいそうな運命をたどることになったクマではないかなあというふうに私は思います。しかし、クマがかわいそうだと言っておるわけにはいきません。クマが瑞穂市の近くに来ないように、市として近隣の市町村と協議していただきまして、その出没を防ぐというか、捨てられないようにするというか、そういう対策をとっていただきたいと思いますが、この点について行政の方のお考えはいかがでございましょうか。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） その問題につきましては、野生動物でもありまして、特に我々の思いは、多分上流域の区域から川伝いに来たんではないかと考えておりまして、たまたま隣接町村とのそういう協議ということは非常に難しいと考えておりまして、もし出た場合の対策として、適切な対応を今後とっていきたいと考えております。

〔４番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

４番（浅野楔雄君） ありがとうございました。

今、行政の方から御答弁ありましたんですが、いわゆるクマというのは、クマの出没する周辺に緩衝地帯を設けていただくとクマが出てこないということが言われております。ですから、北海道、それから東北地方も、牛舎の周りだとか鶏舎のあるところ、大体15メートルから20メートルの見晴らしのいい緩衝地帯を設けてクマの出没を防ぐということを考えていただきますと、市の宣伝じゃないですけども、瑞穂市内に16の河川があるということになれば、どこかでそういう緩衝地帯を河川の中につくっておくのも一面動物保護になりますし、一面市民がけ

がをしないというふうになると思いますが、そういうことをやろうとするお気持ちはありますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） 私もクマの生態についてはあまり詳しいことはわかりませんが、今のところそういう緩衝地帯等のことは考えておりません。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） ありがとうございます。

それで、今行政の方から御答弁ありましたけど、クマだけではなくて、今瑞穂市内の河川、アライグマ、ヌートリア、それから日本のタヌキ、それから野ネズミも相当繁殖しておるんです。特にアライグマは長良川の河川敷、それから揖斐川の河川敷、大分おります。それから、ヌートリアはどここの河川にもおりますが、今私の知り合いの本巢の議員さんから聞くと、いわゆる下から上へヌートリアが上って行って大分被害が出ているというようなことも伺っておるんですけど、やっぱりお隣の市と力を合わせていただきまして、こういうものの対策もしていただきませんか、特にアライグマは非常にどうもうで、人にかみつくことはへっちゃらなんですよ。ところが、見た目は非常にかわいいクマでございますので、特に子供さんに手を出していただくと、指の1本や2本すぐ食いちぎられるというどうもうな面も持っておりますので、一遍、広報の一節でも結構ですので、アライグマを見られたら注意してくださいというようなこともひとつ考えていただけるかどうか、お答えいただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） 市内におきましてもアライグマの出没、それと捕獲も過去にありました。そういう中で、今御提案のようなことを踏まえて、他の市町等もいろんな鳥獣の保護隊がおりますので、そこら辺の御意見等も聞きながら、いかに対策を練っていくかということも踏まえまして今後検討していきたいと思います。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） ありがとうございます。

それで、今、草のこととかなんか出ておりますけど、これは関連する質問で申しわけありませんが、先ほど改革の会の広瀬捨男議員の方から、みずほ公共サービスの方で給食のあれをやるやらないという話が出ましたので、一つだけ私の方から申し上げたいんですが、クマの対策、またヌートリアの対策かは知りませんが、いわゆるみずほ公共サービスというのが第二の行政府というふうに使われていることもあります。その関係か、ことし恐らく行政の方から指定された期日以内に草が刈れなかったということで、私のところにお見えになりました。そして刈

っていただきたいと。別った後に、議員が金もらってこういうことをやっていいかということ  
を言われましたので、私は一切もらっておりませんので、そこまで作戦を練られますと、私も  
せっかくよかれと思って協力してさしあげたことが、私が金もらってやったと。そんなことを  
言われたんでは私も非常に心外ですので、この点一つ、行政の方はこういうことがあったとい  
うことに対してどのようにお感じになりますか、お伺いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） 今の質問は予測外でございますけれども、実はそのような話を  
聞いておりまして、なかなか公共サービスが公園とか関連する施設の対応ができないというこ  
とで、正式ではございませんが、友愛さんの方へ頼んだということを知りまして、確かめたと  
ころ、2回分については当初どおりやっているということで、あとの1回につきましてはそん  
なことを聞いております。今後も出てくることですが、これからの対応としまして、公共サー  
ビスの対応できる範囲をきちっと把握しながら、そういうことのないように、ことしは多少の  
準備期間がございますので、来年からそんなことを明確にしながら、受委託の契約を行って  
いきたいと考えております。

お金につきましては、2回分だけしか払っていません。市としましては、実績に基づいた分  
だけしか払っておりません。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） ですから、運営していただくときに、ボランティアでやられた方まで  
にも疑いがかかるという可能性が非常にあります。ただ私の場合は、それなりのお役をいた  
しているもので、特に目立っておるとは思いますけれども、そういうふうに見られること自体  
私は非常に心外です。

それと、今市民の皆様も御承知だとは思いますが、あちこちでいろいろとボランティア活  
動が盛んになってきているんですね。そうしますと、そういういろんな人が今度逆に、あれも  
また公共サービスかいということになりますし、今度逆に、あまり公共サービスをやってい  
ただくと、今までの業者さんの仕事がなくなって、業者さんの仕事も逼迫してくると。あまり  
いい循環が起きないような気も多々感じられますので、今後の行政の運営につきましては慎重  
にしていきたいとお願ひしたいと思うんですが、それは確約していただけますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） みずほ公共サービスの活用の仕方についての御意見でございますが、今  
年度におきましては、正直申し上げまして初めてのスタートでございますので、いろんな点で  
公共サービスにこれがこなし切れるかどうかという能力と私どもが願ひした仕事との間のバ  
ランスという問題で、今の御指摘のような問題なんかも発生したのではないかと考えます。で

すから、私どもといたしましては、来年度、公共サービスに仕事を依頼していく場合に、公共サービスの能力でことしこなせなかった仕事というようなものも十分にチェックをして、どの仕事を出していくのかということ、去年出したからどうということじゃなしに、きちっとチェックをさせたいと思います。

それからもう1点、私指示しておりますのは、今御指摘の一般の業者との関係でございますけれども、これにつきましても、業務というものを見直しながら、一般の業者もできる業務というものは、みずほ公共サービスも一指名業者という認識で、仕事については入札で決定していくというような形で発注をしていきたい。公共サービスに随意契約で持っていく仕事というのは、一般入札にふさわしくない業務だとかいうものもやっぱりありますので、その辺をチェックしながら振り分けていくというやり方をしたいと考えて、担当の方には検討するように指示をしておる次第でございますので、よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） 市長から御丁寧な御返答をいただきまして、ありがとうございました。

やはりみずほ公共サービス株式会社でございますので、民法の法域に入っているわけですから、一般の業者さんと競争入札をしていただくというのが筋だと思います。ですから、お持ちになっている能力に合わせて行政のサービスをお手伝いしていただくと。それで財政の負担を少しでも軽減していただく方向であればよろしいんですので、今市長の方から明快なお言葉をいただきましたので、この点についてはこれ以上は申し上げませんので、よろしくひとつお願いいたします。

次に、教育基本法についてお尋ねしたいと思います。

教育基本法というのは、つい最近可決されたばかりですけれども、その前にうちの教育委員会が非常にすばらしい本をつくって、皆さんに読んでいただくように配付したんですけど、この教育基本法も前文から始まりまして、旧法は第11条までですけど、今回は18条までということで、非常に細かく網がかぶせられるということになりますと、一つ疑問に思ってくるのが、この旧教育基本法のとくに、いわゆる登校拒否をされた方、またはうちの市にはないとは思いますが、先生の通勤拒否という現象も起きておるんですが、まさか瑞穂市に先生の通勤拒否というようなことはなかったと思いますが、教育長、いかがですか。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 教育基本法の問題は予想もしなかった質問でございます。

最近では子供の方も「登校拒否」という言葉はほとんど使っておりません。子供の場合には「不登校」という言い方をしております。教員の場合にも「登校拒否」という言葉は使っておりません。現在、休職で休んでみえる方が3人だったと思いますが、ございます。その中で、

言ってみれば普通の病気の場合と、それから精神的な疾患という大きく分けて2種類ございますが、現在、瑞穂市では精神的な疾患の病気で休職をとってみえる方が1名ございます。

〔4番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） ありがとうございます。

いわゆる法律も新しくなったということで、瑞穂市の教育に関しましても、この法と照らし合わせてやっていただくというのは言うに及びませんが、はっきり申し上げまして、前にも一度お話ししたかとは思いますが、これは年代の相違もございませけれども、いわゆる学校に入るための勉強、それから資格に受かるための勉強だけしてきていただいているようなムードというか、情勢というか、そんな気が今の若い先生方、またはほかの企業でもですけれども、いわゆるパソコンは非常にすぐれているけれども、それを組み立てる能力に弱いというようなことが起きております。特に学校の先生に関しましては、いわゆる何々大学教養学部卒ということで、心理学、いわゆる児童心理学から始まって青年心理学と、いろいろと履修する科目はありますが、そういう専門的な知識を十分取得していただいているものと確信しておりますが、今のマスコミからうかがえるのは、いわゆる授業放棄をするというような先生の現象も報道されておりますし、それから年齢の高い先生がいたずら、わいせつ行為と、とても聞くにたえないというようなことも報道されておりますので、瑞穂市の中でこういうことが起きないように努力していただきたいと思うんですが、何かそのような対策とかそういうのは講じておられるのかおられないのか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 今二つほど例を出されましたけれど、確かに日本全国の中にはそういった事例があって、教育にかかわる、あるいは教職員にかかわる信頼を欠くといったような事件があったことは確かでございます。教育委員会も、まず学校教育にかかわって、いつも私申し上げますように、何しろ教師の指導力によって子供の伸びが違ふ。これは私が教育長に就任したときからの一番の学校教育にかかわる思いでございます。ですから、私のこの2年半の学校教育にかかわる動きとすれば、まさに子供に力をつけるために教師としてどういう力を持たなければならないか、ただひたすらそのことについて投げかけをしてきたつもりでございます。ただ、教師もひょっとすると、いつも話題になりますように、こんないい先生がなぜこんなことをと。ですから、逆に言えばそういったこともあり得るといふ危機管理の考え方も持ちながら、投げかけをしておるところでございます。

いずれにしましても、教員にも率直に言って指導力には差がございまして、私が求めるのは、すべての先生が全部ウルトラAの力を持って指導できる、ひょっとするとこれは難しいかもしれない。でも、先生が持ってみえる力量の最大限を發揮していただくといった立場から、教育

委員会の方もそういった教員の力を高めるためのさまざまな情報発信といった努力をしておると。なお、特に今申し上げましたような、教員としての、言ってみれば人間的な資質・能力ということにかかわりましては、これは事あるごとに、何ととっても保護者と、あるいは子供との信頼関係の中でしか成果が上がらないわけでございますので、そのことについては、例えば交通事故の問題から、今言われたような例えばセクハラの問題、あるいは公金にかかわる問題とか、会計・経理にかかわる問題、そういったようなことも本当に常時的に学校長にさまざまな情報も流しながらという、そんな取り組みをしておるわけでございます。ですから、正直言って、そういった問題が瑞穂市から出たら困る、また出たら大変苦しいなあと、そんな思いでございます。

〔４番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

４番（浅野楔雄君） ありがとうございます。

今の教育長のお話を聞くと、将来非常に明るいというふうに解釈しますが、この間、牛牧小学校の公開授業を見させていただきまして、私が好きな理科の実験のところを見に行っただんですが、そのときに塩酸とアルミニウムの粉をまぜたらどうなるかという実験をやっておられました。そのときに一番最初に目についたのは、その塩酸の入っている試験管を素手でつかんでおったと。いわゆる化学の一番基礎、ビーカーを使うときは何、試験管で実験するときは何と、その基本動作を覚えておいていただけませんか、希硫酸も濃度によってはやけどをします。特に硫酸になりますともっとひどくなります。もっとひどいあれになりますと、ナトリウムなんかさわりますと、もう相当薄いと思われても皮膚に炎症を起こすということで、やはり理科の実験に対しましても基本動作をきちっと教えていただくようお願いしたいんですが、いかがでございましょうか。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） この授業は私も、あまり長い時間ではございませんし、多分浅野議員さんもそれほど長い時間を見られたわけではないだろうと思いますが、実はこの授業につきましては、授業研究会、あるいは後から入ってくる情報でも、非常におもしろい授業、評価を受けた授業でございます。何の評価を受けたかということ、子供たちがつけている力を精いっぱい発揮しながら授業を高めていこうとする姿、これに対して非常に高評価を受けたということでございます。

今言われました理科におきましては、さまざまな実験というものがございます。今言われたのは、試験管の中にある薬品を入れて化学変化を見ると。試験管を扱う場合は２通りでございます。一つは試験管ばさみというものを使って扱う場合と、それから今度は試験管ばさみではない、素手で扱う場合で、この両方の扱い方にそれぞれよさと課題がございます。ですから、こ

の教材研究をする段階、また実際に授業を組んでいく段階で、どちらを使った方がより適切であるかということは相当吟味をいたします。例えばあの授業に係りましては、それこそもう夏休みぐらいから指導案の検討、実験方法の検討、これは個人ではなしに何人かの先生、それから外部の方にも相談をかけながら、そういった立場で検討を重ねてきた結果として、この場合には確かに薬品を使うけれど、それが仮にこぼれても支障はない。逆に試験管ばさみを使った方がひょっとしたらこぼれるとか、実験のデータに難しさが出てくるとかという検討を重ねた上でのあれでございます。ですから、その部分だけで見ていただくのではなしに、全体像を見ていただきながら御評価をいただけると、大変私らとしてはありがたいと思っております。

〔４番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

４番（浅野楔雄君） 確かに教育長の言われるように、私もいろんな実験をやりまして、手もやけどしましたし、洋服がぼろぼろになる、それから水素の実験をやっておって、爆発して教室の窓ガラスを破ったというようなことも経験しておりますので今お話ししましたので、素手でもってやるというのはわかります。これとこの薬品を入ると熱を持ちますよというような実験のときは、試験管ばさみでやっておったんでは温度は感じませんので、その辺は十分わかっておりますのでよろしいんですけど、私が言いましたのは、老婆心ながらお話しさせていただきましたので、よろしくひとつお願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 続きまして、７番 熊谷祐子君の発言を許します。

熊谷祐子君。

７番（熊谷祐子君） 議席番号７番、会派改革の熊谷祐子です。

議長のお許しを得まして、一般質問を始めたいと思います。

私は９月議会に引き続き、瑞穂市の子育て支援、特に学童保育について取り上げたいと思います。

私は、２年半前に議員になりましたときに二つ公約を掲げました。一つは乳幼児の医療費の就学前までの無料化、もう一つは学童保育の実施でした。うち乳幼児の医療費の無料化の就学前までは、賢明なる議員諸氏のおかげをもちまして１年目に実現いたしました。学童保育につきましては、なお子供、親、指導員たちの困難な状況が続いております。本日は、この問題を再度取り上げまして、よその市町では普通に実施されているレベルのことが、なぜ瑞穂市では一向に実現しないのか、どこに問題があるのかを質疑してまいりたいと思います。

初めに申し上げましたように、９月議会で松野市長の学童保育に対する基本姿勢をお伺いいたしました。これに対して、市長は次のように答弁なさいました。「学童保育というのは、子供たちの放課後の居場所づくりだと認識している。したがって、家庭の事情がどうだからとい

った子供の環境によって区別した対応は考えていない」。まずこの確認から始めたいと思いますが、学童保育に対する基本姿勢は、このとおりでよろしいでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

7番（熊谷祐子君） 松野市長の御答弁の確認ですが、9月議会の。

議長（藤橋礼治君） まず担当部長から答弁をさせますので、それからまた聞く希望があれば当てますので。

まず担当部長。

市民部長（青木輝夫君） 考えとしては、この前市長が申し上げたとおりだと思っております。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） なぜ市長の御答弁の確認をかわりに市民部長がなさるのかちょっと解せませんが、話を前に進めたいと思います。

それでは、この確認ができましたので、学童保育というのを位置づけている法令にはどのようなものがあるか、法令名だけで結構でございますので御答弁願います。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 学童保育を位置づけておるといいますか、いわゆる働きながら仕事をする女性を守るといいますか、そんな法律が該当するかと思います。それにつきましては、一番大きな労働基準法が当然出てくると思います。また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、いわゆる男女雇用機会均等法でございます。それから、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる育児介護休業法ということです。それやら、地方公務員の育児休業等に関する法律もでございます。それから児童福祉法、次世代育成支援対策推進法、少子化社会対策基本法、それからこれから出てくると思いますけれども、雇用保険法にも該当するかと思います。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 前半のは勤務の仕方についての法令だったと思います。学童保育そのものにつきまして、今答弁中にありませんでしたものは、社会福祉事業法の第2条の3で学童保育は第2種社会福祉事業として規定されています。また、子どもの権利条約第18条では、親の第一義的な責任に対する援助として位置づけられています。親が働いている場合は助けなければいけないというふうになっています。また、男女共同参画社会基本法では、女性が家庭生活と職業生活を両立できるために両立支援をしなければならないとなっています。また、もっと基本的なものでは、児童憲章の2で、すべての児童は家庭で正しい愛情と知識をもって育てられるが、家庭生活に恵まれない児童に対しては、これにかわる環境が与えられるというよう

に、学童保育は幾つもの法令で位置づけられています。

ではお尋ねいたしますが、このいずれもについて共通する学童保育の定義というのはどのようなものと御認識なさっておられるでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 定義といいますか、働きながら子供さんを育てる方に対しての援助の一つだと考えております。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7 番（熊谷祐子君） 働きながら子供を育てる人、特に女性ですが、家庭生活と職業生活の両立のための事業ということで了解できたと思います。

それではもう 1 点お尋ねいたしますが、もともと児童館などで、親が勤めているという子供たちも放課後遊んでいたりしたわけですが、なぜ法制化されたとお考えでしょうか。法制化されたのは、最初は1998年の児童福祉法です。これは平成15年、瑞穂市の学童保育が始まったときの監査のための資料にも、1998年に児童福祉法で法制化されたので、今後は場所の問題が課題であるということが明記されているということをお前にもこの議場で申し上げましたが、なぜ法制化されたとお考えでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 私ども小学校のころは、学校から帰ってくると、かばんをほかっておいてすぐどこかへ遊びに行っちゃって、真っ暗になるまで帰ってこなかったということがございます。近所の庭先で遊んだり、家におる方の家で、夜遅くまでとは言いませんけれども、暗くなるまで遊んだり何かして家へ帰ってきて親にしかられたということもあります。そんなようなところから考えてみますと、そういう居場所が順番に失われてきたんじゃないかなと思えるわけがございます。結局は、今パソコンとか何かで家におりますけれども、居場所というのがなくなってきて、児童館等をつくったらどうかということで生まれてきたと考えております。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7 番（熊谷祐子君） 大体合っていると思いますが、居場所は、つまり児童館にあるわけですね。あっても法制化されたのはなぜかという質問でした。ここに「学童保育の法制化 Q & A」というのがありますが、これによりますと、つまり二つのものが必要なで法制化したという解説になっています。一つは専任指導員の配置、二つ目は専用室、家庭にかわる、帰ってきたらいる場所ですね。この二つが必要なために法制化されたということです。

さて、ただいまは全体の大きい法令のことを申し上げましたが、瑞穂市の例規集では、これ

も法令の一つというふうになるとと思いますが、放課後児童健全育成事業として位置づけられ、仕事で保護者が家にいない児童のための事業であると書かれています。そうしますと、9月の松野市長の御答弁の、家庭の事情がどうだからといった特別の環境、事情のことは考えていないというのは、学童保育の認識に大変欠ける御答弁だと思いますが、この辺について御答弁をお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 家庭の事情によって違いがあるお子さんの放課後をどうするかという問題は、今のお話の中の一部の子供たちですね。だから、その子供たちに対する対応は、今でも児童クラブの中でそれなりに工夫しながらやっていただいております。ですから、私は完全に無視しているということじゃなくて、ただそういう区別をした形での放課後の子供の居場所というものは考えてないということで申し上げます。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） そうしますと、面倒を見るのは一緒だけれど、瑞穂市においても、法令の中でも、学童保育、放課後健全児童の育成というのはきちんと位置づけられているわけですから、私は終始一貫して学童保育の子供たちについての御見解をお聞きしておりますので、学童保育の子供たちについては、今まで青木部長から御答弁がありましたように、働く親の子供の面倒を見るという位置づけでよろしいでしょうか。この点についてのみ、お尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 働く親ということでの限定的な物の考え方はしておりません。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） そうしますと、瑞穂市例規集でも、仕事を持って昼間うちにいない保護者のための事業であるとあり、法律上も学童保育というのはそのように位置づけられています。そういう御認識はないということですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） もっと対象としての範囲は広いと認識しております。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） ですから、私はさっきから申し上げますように、私は一貫して学童保育の問題を取り上げているわけですから、広げていないんです。法律でもそれは限定されているわけですから、そのための法律というのがもう何種類もあるわけですから、そのことを申し上げているわけです。

大変不思議に思うのですが、母上でおられます松野友町長は、いわば日本一のキャリアウーマンだったと思うんです。そういうお母様をお持ちで、私が初めて選挙に出まして、なれない身ながら瑞穂市じゅうを歩いたときに、若いお母さんたちではなくて、私の年代よりちょっと上のお母さんたちから、最近も聞きますが、そのころから聞いております言葉が、私は選挙中も学童保育のことを随分訴えたわけですが、そのことに関して市民のその年代の女の人たちが何人も言われたことは、「お母さんの友さんの方がまだ私らの声を聞いてくれた。保育園をつくってほしいと言ったときに、ちゃんとつくってくれた」ということを初めてお聞きしました。それで私は合点がいきました。30数年前に穂積町に来たときに保育園が完備しておりました。待機児童というのは全くなかったわけですね。随分小さい子供たちに対して、またその子供たちを持っている保護者に対して行き届いた施策を持っている町だと、とても感動したことを覚えております。

今思うんですが、それから30年以上たちまして、結局今の問題は、若いお母さん、それから私の年代だともう孫を見ている人がいるわけですね、若いお母さんが働いて。ところが、私の年代ぐらいではまだ働きたい親が多くて、仕事をやめて孫のお守りだけしているのは納得できないおばあちゃんが多いわけです。ということで、若いお母さんたちも、それから孫を見る年代の方たちも、学童保育をちゃんと整備してくれないということで大変不満が出ているわけですが、この43年間、穂積村長・町長を務められたお母さんが、その当時の母親たちの要望を聞いていち早く、穂積だけでいっても6園、まだ全部6園はなかったと思いますが、4園だったかもしれません。足りないとなったらまたすぐ建てられたわけですね。このように保育園を早々と親の希望を聞いて整備なされたのと、時代が変わりまして、現在学童保育をきちんと整備しなければいけないときになって、非常に不足の状態であるということと比較してどのようにお考えか、ぜひ松野市長のお考えを伺いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 御指摘の問題は、だから私は放課後児童クラブの体制を整備していくという基本的な考え方です。そして、放課後児童クラブの中で、働くお母さんたちの子供たちもいますから、その中でそういう子供たちへの対応はまた別の形で上乘せしていくというか、考えていく。そして、その上乘せについてはそれなりにお母さん方も手伝ってくださいよというのが私の基本的な考え方でございます。その場所づくりというものについては、これからもいろいろと考えていかなければいけないというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 基本的なことはもう十分お互いにわかっていると思います。市長のお考えは、放課後児童クラブの中で、学童ではない子供たちと一緒にやっていくということはもう

わかっております。その中の問題点というのもお互いにわかっているはずですが、9月議会でも申し上げましたが、狭い、学校から遠いというふうな場所の問題ですね。これは平成15年度のさっきの監査資料にも、もう既に1年目にして場所の問題が課題であるということが書かれています。私はこのことで申し上げておりますので、話を広げないでいただきたいと思います。

さて、女性が働きながら子供を育てる、女性が定年まで仕事を持つということ、このことと子育てについて最近の調査では、就業率、仕事を持っている割合が高い国ほど出生率も高いというデータが出ております。特に先進国は出生率が低かったわけですが、これを上げるために何をしたかといいますと、女性の就業率を上げていったわけですね。特にフランスは顕著です。これでフランスは出生率を、ここに新聞の切り抜きがありますが、底打ちしたときに1.66、これが10年以上前です。女性の就業率、仕事を持って働くという雇用政策をした結果、1.94まで上がりました。フランスはなぜ子たくさんだろうということを調べたら、ヨーロッパの先進国は軒並み、スウェーデンとかもそうですが、女性の働くということの援助をしたわけですね。そうしたら出生率が上がったということなんですが、実は日本でもこういう県があるのは御存じでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 二、三日前のテレビでもやっていたかと思いますが、福井県が非常にあれだということでございます。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 実は、私は県の男女共同参画推進のサポーターに登録しておりまして、その関係で10月28日に「男女共同参画inふくい」というのがありましたので、県庁から出してもらったバスで参加してまいりました。そこで私も初めて知りました。福井県は全国でただ一つ、出生率が上がった県だったわけですね。

どうしてだろうという分析が後からされたわけです。そうしてみますと、女性の就業率が全国で第2位だった。ほかにもいろいろ理由があるわけですが、福井県というのはいろんな子育て政策をしていますので、ほかにも例がありますが、さっきのヨーロッパの例と、日本では福井県は同じに並べられています。未婚率も高いわけです。未婚率が高いのに出生率・就業率ともに高いということですから、これは連動しているということ、福井県庁も、少子化問題を研究なさる学者の方たちも、客観的にそうだろうというふうにしたわけです。

ということで、女性が仕事を持って働き続けるということは、出生率の面からも大変重要なことであるというふうには今では指摘されています。女性が仕事を持ち続けて働くということについて松野市長はどのようなお考えをお持ちか、お聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 働くことと子育てとを両立させるということは確かに大変なことだと思います。しかし、私はやはり一番大事なことは子育てだと思っております。ですから、働くことで子育てを犠牲にするということはあるというふうには認識しております。ですから、そこをどういうふうにサポートしていくかということなんですが、やはり私は子育てというのはあくまでも、母親と言い切ってしまうときついかもしれませんが、親が主役だろうと思っています。我々ができることは、あくまでもそこで足りないところをどういうふうにサポートしていくかということかと考えています。ですから、今考えていますこととしては、ただ単純な学童保育という点でとらえるのではなくて、親の仕事という面でも考えていかなければいけないというふうで、まだ軌道には乗っておりませんが、公共サービスの就業というものについては、逆に働ける時間帯で仕事を工夫していくということもあわせて考えていくというような形のサポートというものも一つの方法としてあるんじゃないかということで、そのあたりもいろいろと検討させておるということでございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7 番（熊谷祐子君） それも一つの施策です、確かに。私は今、学童保育をテーマに質疑しておりますので、話をそこへ引き戻したいと思えます。

子育ての第一義的な責任は親にあるというのは、先ほどの子どもの権利条約の第18条を読み上げたと思います。親の第一義的な責任ということを確認しています。これが十分果たせない場合には、市町村、自治体は援助をしなければならないというふうに法令でなっているわけですので、そこはもう確認済みだと思います。

今の御答弁を聞いておられますと、やはりそうだったかという思いです。腑に落ちます。私はよくわかっていませんでした。つまり、瑞穂市の学童保育がなぜほかの市町のようにならないのか大変不思議でした。教室がないと言いながら増築のときにも教室をつくらないし、改築のときに4部屋、物置状態のところを普通教室にしても学童保育には充てない。そのことをここで質疑しましても考えておりませんという御返事でした。考えに考えてわかったことは、これは、部屋がないとか、学校が足りないとか、お金がないとか、そういう物理的な理由ではなく、松野市長のお考えによるものではないかということまで2年半かかって私はたどり着きまして、今確認させていただいたわけです。つまり、女性の就労に対して非常に理解がないわけです。これは、先ほど申し上げましたように、男女共同参画基本法の中心をなすものです。

ちなみに、話が少しそれますが、男女共同参画基本法に関する施策を各自治体はしていかなければならないわけですが、県庁から出ています資料によりまして、瑞穂市は条例もないし、計画・プランもないし、施設もないし、庁内連絡会議もないし、諮問機関もないし、苦情処理体制、すべての項目がゼロです。こういう女性が大切にされていないという状況と、学童保育

が一向に進展しないというのは、つまり連動しているという私の腑に落ちた点をどう思われま  
すでしょうか、よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今のは熊谷議員のお感じ方でございますので、私自身はそのようには毛  
頭思っておりません。ただし、ここで一言だけ申し上げておきたいと思えますのは、学童保育  
という形にしましても、児童サークル、児童クラブという方法にしましても、学校の敷地じゃ  
ない、外でやるべきだという基本的な考え方はようやくわかっていただけたようでございま  
すけれども、これは私の基本的な考え方でございますので申し上げておきます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7 番（熊谷祐子君） 一般質問というのは、私の疑を「質」、ただすですね、それについてお  
答えいただく場だと思っております。私は学校以外でやることについて、今この場で何も答弁  
を求めていますでした。なぜ急にそこにその話が入るのが、全然わかりません。男性議員が  
笑われるのも全然わかりません、私には。多くの大変な思いをしている子供たちや、お母さん  
たちや、指導員の実態をもっとまじめに受けとめてください。

もう 1 点お聞きしますが、少子・高齢化社会になると、高齢者並びに女性の労働力が大変必  
要になると言われていますが、この点についてお答えください。どのようにお考えでしょうか、  
松野市長。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 女性の労働力も当然必要ですけども、やはり労働力不足というものに  
対しての対応というのはいろんな考え方があるわけでございますから、それすべてがすべて問  
題を解決するとは認識しておりません。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7 番（熊谷祐子君） そういうお答えの仕方に、もう私もなれました。私が A のことについて  
質問しますと、必ず A もありますけれどほかにもありますというふうに話を広げられますが、  
私は A についてお聞きしているんです。A についてお答えください。

話を進めさせていただきます。

12 月 1 日、議会初日の朝の中日新聞に松野市長の出馬表明が載りました。つまり、11 月 30 日  
に新聞記者は書いて、1 日にこれが発表されました。その後、議会で表明されました。このこ  
とにつきまして、昨日も改革の西岡議員、堀議員が質疑いたしました。その中の松野市長の  
御答弁で、4 選とは考えておりませんと。再選と思っておりますというお答えでした。私は、  
再選でも 4 選でもないを受けとめております。昭和 22 年、私が生まれた翌年ですが、母上でお

られる松野友さんは当時は村長だったわけですが、ことしで松野一族による穂積町、並びに瑞穂市のトップは56年目になると聞きました。あと4年、来年6月からなされると、実に60年に及びます。ちなみに、北朝鮮の金日成さんと正日さんはことしで58年になられるそうです。

さて、来年選挙が4月22日にあるわけですが、マニフェストはお出しになられますでしょうか、お答えください。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 何をマニフェストとおっしゃるかということがよくわかりませんので答弁のしようがありません。ただ、選挙を戦う場合に物の考え方というものは当然説明しなければならぬと思っています。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 大変奇妙なお答えだと思いますが、マニフェストというのは訳す場合には「公約」というふうに訳されていますが、具体的な数値も上げた公約というふうに報道されています。ただいまの御答弁の中で、物の考え方は書くということでした。存じております。つまり、選挙に出られる場合に、松野市長はいつも物の考え方だけ書いた選挙公報を出されています。私がマニフェストは出されますかと言いましたのは、マニフェストというのはもっと具体的な数値も盛り込んだものです。

再度お尋ねいたしますが、物の考え方だけまた出されるのか、それとも具体的な施策を盛り込んだマニフェストを出されるか、どちらでいらっしゃいましょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 熊谷議員のお考えになっているマニフェストは出すことができないと思っています。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） それでは、ちょうどいい機会ですので、ここで話を詰めたいと思います。学童保育に限定した質問でございます。

来年、次期市長として当選された場合、瑞穂市は岐阜県一番の人口増加率です。昨日2番というふうに言われた方がおりましたが、柳津が一番でして、あそこは合併しましたので、市町としましては瑞穂市が人口増加率は1番です。また、平均年齢も瑞穂市が一番若いということで、小学校の増改築が4年連続して続くのでしょうか。最初、おととしが本田小学校、ことしが穂積小学校、来年が南小学校、その次に牛牧小学校と伺っております。つまり、子供の数が非常に多いまちですね。子育てをするお母さんが非常に多いまちのトップとしてまた出馬されるわけですから、その御認識と責任をどのように自覚されているか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） その子供たちの教育、あるいは子育ての機能は十分に保持していく必要があることは当然だと思っています。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7 番（熊谷祐子君） 保持していくのではなくて、ずうっと指摘してまいりましたように不足しているわけですから、これからますます学童保育については不足するわけですから、保持していくでは足りないわけですね。今のを保持されては親たちはたまらないと思います。ますます不足していくという事態に対してどのようなお考えをお持ちでしょうか、再度お尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 私が保持していくと申し上げておりますのは、今の規模のままで置いておくという意味ではなくて、その変化に合わせた形で機能を保持するということですから、当然大きくなればそれだけの能力は上げていかなければならないということは当たり前のことだと思っています。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7 番（熊谷祐子君） 失礼いたしました。変化に合わせてちゃんと対応していくと言われましたが、現在変化に合わせて対応していないわけですね。6 月から市長になられましたら、もっとスピードと量をしっかりと変化に合わせてなさるお考えでしょうか、具体的に。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 現在、児童クラブに対しての希望者の数とかも報告は聞いておりますが、今の施設でその能力は完全に不足しているということは認識しております。それだけに、その地域それぞれに対してどういうふうに対応するか検討するというところで、一つの主要テーマにしておるということです。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7 番（熊谷祐子君） 不足は認識しているというお答えでした。認識なさっておられるわけですからわざわざ言うことはないと思いますが、押さえておきたいと思います。

県下21市中、学校を一つも使っていないのは、山口市、土岐市、瑞穂市だけです。山口市は児童館が幾つもありますので、そこでやっていますので、とりあえず問題はないと思います。

瑞穂市は、子供の数が多いにもかかわらず場所がないということです。

もう一つ、学童の割合です。これも9月議会で申し上げましたが、最後にちょっとはしより

ましたのでもう1回繰り返しますが、瑞穂市の1年生から3年生までの学童保育に登録している子供の割合は6%、つまり100人中6人です。本巢市、北方町は2倍以上の15%、100人中15人です。おかしい数字だとは思いませんか。瑞穂市の方が子供の数が多いのに半分以下のわけです。これはユーストアのところの道路、北側が北方町ですね。南側が生津小校区ですが、これを比べますと本当によくわかると思うんですが、北方南小は30人定員で学校の教室でやっておりますが、2年前から既にもうオーバーな状態になっています。入れない状態です。ところが、道路を1本隔てた生津小校区、ことしからようやく郷土資料館で始めることができました。この登録は9人です。ちょっと減って7人だと、この間言っていました。ところが、来年の春からは倍以上になりまして、18、19人、これをどうするか。さらに夏休みはどっとふえますので、もう夏休みの子は預かり切れないわという状態だそうですが、つまり結論はおわかりだと思っておりますが、瑞穂市の子供というのは、親が働いているとほったらかしの子供が多いということなんです。いかがでしょうか。これをお認めになりますか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 余分なことはしゃべるなどというお話ですので答弁のしようがないんですけども、ほったらかしということに短絡的につなぐということにはならないと思っています。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 余分なことはしゃべるなどあなたに言われたのか知りませんが、私は質問していることについてきちんと話していただきたいと申し上げたんです、全然違うと思っております。

場所が不足しているということは松野市長も認められましたので、1点だけ具体的な話を織り込みたいと思いますが、穂積小校区は既に来年度は40人を超えます。南小も手狭というふうに、9月議会で松野市長も答弁なさいました。生津小は、今言いましたように2倍以上になります。牛牧小は現在17名ですが、新年度には20人を超えることがわかっています。牛牧小から行政に対しても、児童クラブの運営に対する意見というのが届いているはずだと思います。あそこは見た目は大変いいんですが、実際は大変使いにくい設計になっておりまして、和室が4部屋、田の字になっておりまして、仕切りがふすまなんです。上は天井がないんです。それで、週1日を除いて毎日そろばん教室があるんですね。そうしますと、その「御破算で」というのを聞き取らなきゃいけませんから、ほかの3部屋は使えないんです。ということで、子供たちは学校から帰ってきて、決まった居場所はないそうです。先ほど学童保育はなぜ法制化されたかというときに、指導員と専用の部屋が必要なので法制化されたということをおっしゃいましたが、つどいの泉という建物があっても、帰ってきて宿題をやる部屋、かばんを置く部屋、毎日決まった部屋はないのだそうです。この問題を担当課も非常に困っておりまして、どのよう

に解決するか聞きましたら、トレーニングルームという広い部屋があるので、あそこをあけることができないか検討しているということでした。あそこへ行ってそれを見てきましたら、トレーニングの機械があるわけですね。あれを全部あけて、あそこを学童の専用の部屋にすると、今度はトレーニングに来ている人が困るわけですね。

そこで、松野市長は、不足はちゃんと承知している、対応していきたいということでしたが、南側の池の部分にコイがありますが、あそこを増築してもらおうと。それで学童の専用の部屋を1部屋でもつくっていただくと、当面、20名を超えても専用の部屋ができる。毎日、帰ってきたらかばんを置いて宿題をやる部屋ができるという要望が出ておりますが、この点、予算化はいかがでしょうか、お答えください。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 今のところ予算化は考えておりません。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 松野市長にお尋ねいたします。

場所の不備はわかっていらっしゃると、変化に応じてきちんと対応していきたいという先ほどの御答弁でした。牛牧小の毎日決まった部屋がない。しかも子供がふえた場合に居場所がない。その辺でやっても居場所がないわけですね。そういうことについて増築ということは前向きに検討されますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） それぞれの状況に応じてどういう対応をしていくかという問題は、それぞれの担当ポジションにおいていろいろと検討をしておりますので、そこから出てきた案に基づいて検討していきます。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） そうしますと、牛牧小の保護者から出ています児童クラブの運営に対する意見というのはまだ届いていませんか。行政の方にも、もう送ってあるということですが。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 今担当の方で、それに対してどのように対応したらいいかということとで練っているところでございます。まだ私の方まで上がってきていないような状況でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 学校でやらない、学校を使わせないというのは、物理的にできないわけ

ではなく、松野市長のお考え、働く女性たちへの理解・応援の不足から来ているものと私は先ほどから申し上げましたが、それは私の思い込みであるというような御答弁でしたが、もしそうだとした場合に実際に困っているわけですから、お母さんたちは。私はここで話を出しただけであるというふうには受け取っていただきまして、この問題について前向きに検討なさいませうでしょうか。つまり担当課というふうにおっしゃいますが、学校でやらないというのは、担当課が今決定できないわけですか。松野市長のお考えのもとではできないわけですか。おわかりですか。ですから、ここで松野市長に、御自分のお考えで場所が不足しているのであれば、それに対する不備は松野市長が決定する以外にないと思うんですが、この牛牧のつどいの泉の増築ということに具体的にここで御答弁ください。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 学校でやらないというような方針は私が決めていますけれども、どういふふうにして対応していくかという問題は担当課が検討してまとめてくるということになるわけですから、それが上がってきた時点での判断ということになります。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） もちろんそれはわかりますが、ゴーサインであるかバツであるかという決定は松野市長によるわけですから、できるだけ対応しなさいという指示を出されるのか、それとも終始おっしゃっています財政状況をにらみながら、それは無理、または働く親に対してそこまで援助はするつもりはないというお考えからでもいいんですが、とにかくゴーサインを出されるのかどうかということです。あとは担当課がやることだと思います。そこまでは、担当課はこの瑞穂市では少なくとも決めることができないわけですね、学童につきましては。お答えください。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 子供たちが多くて今の施設で大変だということはもうわかっております。それについてどう対応するかということは、いろんな選択肢があるわけですから、それが上がってきた段階でどの選択肢でいくかということを決めるわけですから、それを検討する前からこれでいくという指示を出すというのは私はどうかと思います。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 今、具体的に上げているんですよ。この紙というのは行政の方にも届いているはずですよ。今、増築を考えられませんかというふうには言っているわけですので、自分の方に紙が来るかどうかという問題ではないと思うんですが、同じ紙ですので。この中では、学校で実施してほしいということも、特に夏休みですが書いていますし、9月議会で申し上げま

したように、第3月曜日はあそこは休館ですので、北部のコミュニティセンターまで歩いて子供たちは行っているわけですから、大変今の世の中、安全・安心上、物騒なので、その点からも学校でやってほしいという要望も出ておりますが、これはもうやらないという松野市長のお考えですので、あとは増築ということをご検討いただきたいと思います。

最後になりましたが、熊谷の勝手な思い込みであるというようなことを言われましたが、私が2年半、学童保育の改善に向けて取り組んでまいりましたとどり着いた結論は、松野市長は子供のみならず、女性、特に働く女性に対する理解がないという結論です。女性と子供に大変冷たい松野市政であると思います。先ほど棚瀬悦宏議員が「愛」という言葉を口に出されましたが、愛というのは本人が感じない限りはだめなんです。若いお母さんたち、子育て中のお母さんたちが松野市長に対して、瑞穂市に対して愛を感じるような、学童保育に関してだけで私は申し上げますが、市政をやっていただきたいと思います。

今から1,500年前に仁徳天皇という天皇がお見えになったそうでございますが、この方が次のような歌を残されて有名でございます。「高き屋にのぼりて見れば煙立つ 民のかまどはにぎはひにけり」。仁の徳があるというので仁徳天皇という名前がつけられたそうですが、この仁という徳は、おのれに打ち勝って、他に対するいたわりの心があり、他を恵み、慈しむことだそうです。もちろん、かまどの火というのは今の瑞穂市に置きかえれば、衣食住に不足している人に対しては文字どおりかまどですが、なお現代生活ですので下水道であり、駅前整備であり、公園であり、コミュニティセンターであり、学童保育であると思います。現代ではトップは選挙で選ばれる公人ですから、トップが市民からの税金を預かって住民サービスをするわけです。トップのあり方というのは、仁徳天皇のような心が必要なのではないのでしょうか。

来年4月22日に市長選だそうですが、今まで一度も選挙になんか行ったことがないわという若い親たちも、自分自身と子供たちのあしたのために今度こそは選挙に行こうと思っている若い親が多いということをお伝えしておきます。

議長（藤橋礼治君） 熊谷議員に申し上げます。発言の時間が経過しました。

7番（熊谷祐子君） 以上で、時間になりましたので終わります。

議長（藤橋礼治君） これをもちまして一般質問はすべて終わりました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） この際、動議を発議させていただきます。

ただいまの熊谷議員の発言の取り消しの動議でございます。

ただいま熊谷議員の一般質問の中におきまして不穏当な発言があったと認められますので、議長において発言の取り消しを命ぜられることをお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合によりまして暫時休憩します。

休憩 午後 3 時07分

再開 午後 4 時01分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま篠田徹君から熊谷祐子君の発言は不穏当な部分があるから発言の取り消しを求める動議がありました。熊谷祐子君の発言中、どの部分がどのように不穏当であったか、差しさわりのない部分を発言することを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） ただいま会議録テープをよくよく聞き直したところ、私の勘違いでございました。御迷惑をおかけいたしました。動議を撤回させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 澤井幸一君。

18番（澤井幸一君） 書面をもって提出させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 本日の会議時間は議事の都合によって延長いたします。

ただいま、議員 堀孝正君に対する懲罰動議を受理しました。よって、議案配付のため、しばらく休憩をします。

休憩 午後 4 時04分

再開 午後 4 時10分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいま澤井幸一君ほか2名から、地方自治法第135条第2項の規定によって、発議第6号議員 堀孝正君に対する懲罰動議が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 4 時12分

再開 午後 4 時27分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 発議第6号について（趣旨説明・質疑・委員会付託）

議長（藤橋礼治君） 追加日程第1、発議第6号議員 堀孝正君に対する懲罰動議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、堀孝正君の退場を求めます。

〔8番 堀孝正君 退場〕

議長（藤橋礼治君） 提出者の説明を求めます。

18番 澤井幸一君。

18番（澤井幸一君） 理由を申し上げます。

議員 堀孝正君は、12月16日の本会議において、一般質問として会派改革の会派代表質問を行われました。その発言中、2度にわたり不穏当な言辞を用い、議会の品位を汚した。このことは議員の処分にかんがみ、まことに残念であるということで提出させていただきました。よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） これで提出者の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今、澤井議員から懲罰動議が提案説明されたんですけども、具体的に堀議員のどういう発言が問題なのか、懲罰に値するものなのか、そしてそれはなぜなのかということについて全く触れられてなかったというふうに思います。ですから再度、その懲罰動議提案の根拠について明らかにしていただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 18番 澤井幸一君。

18番（澤井幸一君） 西岡さんの質問にお答えいたしますが、差別用語と無礼の言葉として質問中に発言され、その言葉を本人が十分承知されて使用されたものであるということと、同時に今ここでテーブルを起こしていただきまして、一遍皆様方に聞いていただいて、その点を十分に御審議をちょうだいしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今私は、具体的に懲罰動議の根拠を明らかにしてくださいということをご提案者に求めている。本人が知っているという問題じゃない。自分が提案したのならば、堀発言のどこが具体的に問題であって、例えば差別であるならば、それは何ゆえに差別であるのか、そのことを明らかにしていただかなければ提案なんて言えませんよ。説明してください。

議長（藤橋礼治君） 18番 澤井幸一君。

18番(澤井幸一君) 差別発言の内容を説明しろということでございますが、本人が一番よく知っておると私は思っております。質問された堀孝正さんは、町長3期、そして議員3期をやられた万能な議員でもあります。その言葉は十二分に自分で認識しておられると、こんなふうには思っています。ですから、私はその中身を説明しろというよりも、ここで皆さん方にテープを起こしていただきまして、聞いて、本当にそうなのかということだけは御理解いただいて、そんなことで私の答弁とさせていただきますが、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 西岡一成君。

19番(西岡一成君) 今、澤井議員から再度答弁をいただいたわけですが、ここでテープを聞いてなんていうことは、自分が先に聞いて提案すべき問題でしょう。何を言っておるんですか、提案するんだったら。自分がテープを聞いて、その事実を確かめて、そしてその事実の差別の原因、あるいは最もその根拠を明らかにして提案をするというのが手続として当たり前じゃないですか。もう3回質問で聞いていますよ。このこと自体が、一遍の懲罰動議で事足りるとする政治的な動議ですよ。そんなことやっちゃいけないですよ、議会というところで。もっとまじめに、お互いが真摯に、たとえ論争の相手であったとしても、その人のことをよく聞いて、それが事実に合わせておれば事実として認め、事実と反しておるならば、それは事実じゃないということをお互いに指摘をし合っていく。そういう中から我々が成長するんじゃないですか。住民のために成長する議員になっていくんじゃないですか。だから、片言隻句だけをとらえて、一遍の政治的動議で、例えば差別はなくなりますか。

私が申し上げたいのは、例えば「——」という言葉があったとする。「——」という言葉は広辞苑に載っているんだ。広辞苑に載るという社会的な現実。「——」、それも広辞苑に載っているという現実。じゃあ、そのことを社会的にどういうふうにとらえたいのか。非常に差別というものの歴史は深いですね。要するに、澤井議員も「—————」とか「—————」だとか、こういうことわざもあります。こういうことわざを日常生活の中であるときに意識したりしませんか。「——」「——」、この役場の中でも女性の登用の現実はどうなっています。男性と女性の賃金の差別はどうなっています。差別は社会的に至るところでいっぱいある。

つまりどういうことかという、差別意識というものは我々自身の内なる意識として存在をしている。それをどういうふうにかついで克服していくか。教育の中でそれをどうやってなくして、社会的に差別のない人間として生きていくか。差別意識というものは、差別をする人の意識の中に差別意識がなくなる限り、社会から差別はなくなるんです。そのためにどうするかということが物すごい歴史、部落差別だったらもう何百年の歴史でしょう。現実にあるでしょう、お墓にまで。それをなくす戦いというのは、こういう一遍の動議で解決するようなものじ

後刻取り消し発言あり

やないんですね。もっと重たいと思うんです。要するに、我々は共犯的な部分を持っておるんです、日常の生活の中で。よく自分自身を問い詰めると、差別に対しては共犯的な部分がいっぱいあるんです、お互いに。自分が差別されたときは差別として感じ、しかし自分が人を差別したときは差別と感ぜない。そういう部分があるんです。

ですから、社会的にそういうものをどうなくしていくかということが根本的に大事な反差別の教育でなければいけない。だから、そのことを考えたら、簡単にこういうものを出すこと自体が自分たちの差別意識というものをどう考えるかということにはね返ってくる問題だというふうには私は思っておるんです。ですから、余りに性急過ぎるから、ここでテープを聞いてとか言うこと自体がそもそもそういうことだというんです、私はね。だから、差別発言をするということはいけないうことだ。けれども、繰り返しますが、本人がそれが差別意識だという認識がなければ、差別は世の中からなくならない。このことを我々がどう考えるかということに目を向ける必要があるということを私は言いたい。差別発言がいいとはだれも思わない。けど、差別発言だという意識がなかったら差別はなくならないというわけ。そのことを一人ひとりが、私も含めて受けとめる必要があるということ。

このことから、余りに政治的動議はやはり出すべきではない。本人が本当に反省したら、反省した上で撤回をしてもらおう。もし、そのことがどうして差別なの、社会的に多くの人の中で「——」「————」とか言うことについて差別と思っていない人だって結構いると思いますよ、まだ。何が差別やと。それが現状だと思うんです。だから、そういうことも含めて差別の問題を我々が考えた上で、勉強した上で、反省した上でお互いに確認できれば、僕はそれでいいと思うんです。ただ、余りにもこれが性急過ぎる、そういう意味からすると。

昔、森亀治郎元議員が議長のとときに、不信任案で皆さん賛成された。僕は反対したんです。当時全く考えが違ったけれど、僕は反対したんです。何で反対したか。今言ったことなんです。差別発言をなくすということと、町長選で反対の候補者を、その意趣返しのような格好でやったとすると、それは政治的に強いから間違いだということを使ったんだ。だから賛成できないと。本当にそれじゃあ差別意識はなくなるか。このことをぜひ申し上げて、僕は他意は何もありません。個人的感情も何にもありません。ただそのように思うんです。心からそのように思うんです。差別をなくすように、お互いに生きていかなきゃいけない。お互い助け合って生きていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、もし堀議員がそういうことを反省したら、この動議をあえて強行して採決をとるということじゃなくて、撤回をしていただくように提案者に申し上げたいと。以上です。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

後刻取り消し発言あり

7番（熊谷祐子君） 議席番号7番、改革の熊谷祐子です。

動議の提案理由の中で、具体的にどういう言葉だったか2度にわたりとありますが、2種類なのか、一つの言葉を2度言ったのか、ちょっと私にはわかりませんが、今の質疑の経過を聞いていますと、「————」という言葉だったのでしょうか。皆様も御存じのように、実は私もこの言葉をこの議会で使ってしまったことがあります。たしか9月議会だったのではないかと思います。別府保育園の請負工事を審議していたときに、設計図がないままに議員が採決をするのに「————ことはできません」というふうに言ってしまいました。そのときもかすかに裏で、懲罰にかけるべきだという声があったことを知っています。

私は、自分が「————」という言葉を使ったということをじっくりと考えてみました、懲罰にはかからなかったわけですが。その体験から申し上げますと、私がなぜあそこで「————」という言葉を使ったのか。私には目の不自由な友人がいます。私が議員になったのは、その友人が私の背中を押してくれたからです。その人だけでした。一冬一緒に辻説法を歩いてくれました。あるときにその友人と、「————」という言葉の話になりました。私が「あっ、差別用語を使っちゃった」と言いましたら、その方は笑って「————」と御自分で言われました。「そんな言葉の規制だけして、相手は何や————とっておるのに何になるの」と仕方なさそうに笑いました。私とその友人は信義で結ばれていましたので、ああ、本質的なことはそういうことなんだなあと思っていましたので、私の中では許されているという体験がありましたものですから、つい議場で使ってしまっただなと自分で反省した結果、思い当たりました。しかし、議場で使うにはやっぱりふさわしくないということは今はわかっております。今、西岡議員が言われましたように、本人に差別発言という認識がなければ、単に懲罰で済ませても仕方がないのではないかという発言がありましたが、この友人が言ったことと全く同じです。

ということを前置きにしまして提案者にお聞きしますが、なぜか私は懲罰を免れましたが、人によって懲罰にかけるか、かけないか、差があっていいものなのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 澤井幸一君。

18番（澤井幸一君） 熊谷さんの質問に答えますが、なぜ堀議員に懲罰をやって、私も懲罰にかかわるような発言を求めたということで今言われたんですが、私はそのときには別に気にもしていませんでしたが、堀さんは9月にもそんなようなお言葉を述べられた。ということは、あの方は議員のベテランであると同時に、町長も3期もやられた。そして市民のリーダーとして活躍された方でございますので、この本会議の壇上で2度にわたって差別発言されたということで、私はこの懲罰の問題に取り組んだわけでございますので、その点も酌み取って御協力をお願いします。

〔挙手する者あり〕

後刻取り消し発言あり

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 何か私の方が非常に堀議員より軽く見られて、熊谷の程度なら懲罰にかけるほどのやつではないと。堀議員は重みがあるので、ここで懲罰にかけておかなければいけないと、そういうことでしょうか。私も懲罰にかけられた方が重みがあったように感じますが。

私がここで申し上げたいことは、2度にわたったからとか、1度だったからいいとか、それから人によって、熊谷なら見逃すけど、堀議員だったら見逃さないとか、理由は何であれ、人によって区別するのはおかしいということを再度申し上げます。

もう一つは、私も少しは成長しまして、差別用語は使うべきではないということをはっきり今は認識しておりますが、西岡議員が言われましたように、懲罰で片づけるのではなく、やっぱり全協なりで議員同士が話し合っ、て、認識を深めて、議会のレベルを上げていくことではないでしょうか。西岡議員が言われたように、極めて政治的な意図だと思います。

この動議の前に、私の発言について撤回を求められました。ちょっとそのときは記憶がありませんでしたので受け入れようかと思いましたが、待てよと。自分には記憶がないなと思いましたが、テープで確認したら、自分は発言していないことが明らかになりました。それが終わりましたら、今度は堀議員の懲罰動議でした。その途端に私が思ったことは、一難去ってまた一難という感じでした。つまり、今やじにもございましたが、会派改革に対する相次ぐ攻撃ではないでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 熊谷議員に申し上げます。今は質疑の時間でございますので、質疑を申し出てください。

7番（熊谷祐子君） はい、わかりました。

再度、質問いたします。

人によって、このように扱いが違うことについて納得できないので、もう一度お答えください。

議長（藤橋礼治君） 澤井幸一君。

18番（澤井幸一君） 熊谷さんから前段に向かっていろいろと質問がございましたが、私は何一つ言うことはありません。といいますのは、お互いにしゃべっておるうちに差別発言が出てきますので、私はこの辺で答弁は差し控えさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 11番、日本共産党の小寺です。

提案者の澤井議員にお尋ねをします。

2人の方が質問をされておりますけれども、この提案理由、何が不穏当で、何が議会の品位

を汚したか。説明の中では差別用語があった、侮辱するような言葉があったということですが、具体的にそれに値するかどうかということを審議するには、具体的にどういう発言の中でその言葉が出てきたかということ判断しなければならぬと私は思うわけでありまして。そういう点で、澤井議員がこう感じられた発言の中身はどのような発言だったかということも具体的に提案説明してほしいと思います。以上です。

議長（藤橋礼治君） 澤井幸一君。

18番（澤井幸一君） 小寺さんの質問にお答えしますが、2度にわたって差別発言がありました。といいますのは、一つは「———」という発言もございましたし、また議員、そして執行部に対してもいかにも侮辱したような質問をされて、非常に我々に大きな傷がついたなあと、こんなふうに反省をしながら答弁とかえさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 差別用語と判断するかどうかというのは、その言葉の単語だけで判断すべきではないと思います。その発言の文脈の中で、そういう差別意識があつて侮辱したかどうかということを見て判断をしなければならぬと思うわけでありまして、そういう点では、どのような言葉の文脈の中でそういう発言があつたかという提案説明が必要じゃないかと思うんですが、そこら辺はどのような発言のときにそういう言葉が出ていたかということもぜひ聞かせてほしいと思います。

議長（藤橋礼治君） 澤井幸一君。

18番（澤井幸一君） だから、私は皆さんと一緒になつてテープを聞いていただければ中身がわかると、こういつて再度申し上げておたつたわけでございます。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合により、しばらく休憩をとります。

休憩 午後4時56分

再開 午後5時43分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） はい、広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 20番 広瀬捨男でございます。

提案者にお聞きしますが、具体的に発言の内容をお聞きしたい。それが差別であるとの理由も述べていただきたいと思つています。

議長（藤橋礼治君） 澤井幸一君。

後刻取り消し発言あり

18番（澤井幸一君） 広瀬捨男さんが今質問を私にされまして答弁させていただきますが、議会の品位を汚したということと、同時に差別発言ということで、私は再度テープを聞いていただいて、そして皆さん方にもお聞きをして、どうか判断をしていただきたいと思いますということです。

〔発言する者あり〕

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 20番 広瀬捨男でございます。

先ほど提案者の澤井さんからお話があり、議会の権威を云々という話もございました。しかし私は、提案する場合、テープを聞いてと言う前に、それは単語だけではわからない点もあるだろうけれども、まずそれを聞いて理由を言ってもらう。そうしないと、こういう本会議の大事な場で、こんな大きなことをいろいろするのに、提案しておいて提案理由をテープで聞いてください。そんなことは私は笑われるような気がするんですけども、最後に3人立たれて、何回も質疑されて一つの単語が出て、あとは議員・執行部に対し侮辱した発言があった、それでテープを聞いてください。自分はこのことが差別用語だということもなく、してないですね、内容が出てないんだから。その辺のところをどうしても聞かせていただきたいと思いません。

議長（藤橋礼治君） 澤井幸一君。

18番（澤井幸一君） 議長さんにはお願いしますが、テープをこの場で聞かせていただきたいというふうに思います。といいますのは、議会に「————」とか、そして「————」とかというような発言が出ましたので取り上げさせていただいたわけでございます。議長さんにテープをお聞かせいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

〔発言する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 大変お待たせしましたが、今テープを流すことが機械上無理ということでございますので、ここで流すことはできません。それで、テープを起こして、文章にして皆さんに配付をしたいと、こんな程度のことでございますので御理解願いたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） それでは、19番の西岡一成君。

19番（西岡一成君） テープを流せないから文章で云々ということですけども、冗談じゃない。具体的な事実を摘示せず懲罰動議を提案するなどというような事例が、およそ全国で、どこの議会であるのでしょうか。恐らく調べるまでもなく、そんなことはあり得ません。前代未聞、不謹慎も甚だしい。そんなこと、議会にあるべきことではありません。テープなんていうものはみずから先に調べて、その中で確認をして、これが差別発言だ、あるいはこれが議会の

後刻取り消し発言あり

品位を汚した部分だということ具体的に摘示をしてやるべきが当たり前なんですよ。そして提案するんですよ、念には念を入れて。なぜならば、相手の人権にかかわる問題だからですよ。だから、そういうことを考えたときのその感覚がないことが逆に問題ですよ。相手が犯罪者であって人権はあります。それは一つの例ですよ。今回は別に犯罪とかどうかという問題ではありませんけど。

ですから、私はそういうふうな懲罰動議は直ちに撤回をするように求めたいと思います。そういう議事運営をするように議長にお願いをしたい。

議長（藤橋礼治君） 澤井議員に私の方からお尋ねしますが、今、文章にして配付をしたいと私は申しあげましたが、澤井君の方でどう御返答されますか、お聞きしたいと思います。

18番（澤井幸一君） テープはここでだめだということになれば、資料を皆さん方に配付していただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合によりまして暫時休憩をとります。

休憩 午後5時55分

再開 午後6時29分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま配付をしました未定稿の会議録の一部をテープ起こしをし、私と副議長、澤井議員、堀議員立ち会いの上、作成したものであります。

澤井議員にお尋ねをいたします。提案された不穏当部分を示してください。

澤井幸一君。

18番（澤井幸一君） ただいま議長の御指名をいただきましたので、今議題になっております内容について御報告させていただきます。

皆さん方のお手元にもう配付されたと思いますが、議事録のまとめが届いておると思います。

まず上から22行目の「寝耳に水でございます。議会は—————でございます、一方的に行かれました」ということで、議会は「—————」という件と、もう1件見つけまして、裏面でございますが、上から7行目でございます。「これをですねと、議会に—————を押せよと言っておると一緒なんです」というように、「—————」ということを取り上げていたわけでございます。よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今ちょっとよくわからなかったんですが、「寝耳に水」という言葉、これは差別発言というふうに言われたんですか。これは違いますね。これはその後の「—————」という言葉指摘するために、まくら言葉で言われたわけですね。それを確認しておか

なきゃいけないんですが、この「———」と「———」、こういう2点が指摘をされたわけですが、じゃあお聞きしますけれども、「———」というのはどういう意味ですか。そして、「———」というのがどういう意味で差別発言なんですか。その根拠について明らかにしていただきたい。そして、「———」という場合も、その「———」ということはどういう意味で差別発言なんですか。その根拠について明らかにしていただきたいというのと、先ほども申し上げましたけれども、これは岩波書店の広辞苑ですよ。広辞苑というのは、日本の辞書の中でもいわゆる権威のある辞典であります。その中では、例えば「———」のところで「———」という言葉が載っております。さらに「———」のところでも「———」という言葉がこれ自体に載っております。載っておるからいいということをおっしゃるんじゃないんです。こういうものが全国ネットで全国津々浦々、はっきり国民の意識の中に浸透していつているわけですね。

そういう問題との関連で、この言葉をどう考えるか。それから先ほど小寺議員もおっしゃいましたけれども、言葉の問題もあるけれども、文脈の中でその言葉をどう位置づけるか。位置づけた上でも、なおかつその差別性をどう考えるかということをお考えをいかなきゃいけないと思うんですが、今言った点について、前段で述べたことについて提案者の説明を求めたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 澤井幸一君。

18番（澤井幸一君） 今、西岡さんの方から提案者に対して質問でございます。

議会では「———」という言葉と、そして「———」という、本会議であんまり使つてはいけないような言葉を言われるということと同時に品位が壊されるということで、私はこの点について提案をさせていただいたわけでございます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 「———」の意味をお聞きしたんですけれども、その意味は回答がなかったと思うんですね。さらに、その言葉がなぜ差別発言になるのか、その根拠についても明確に言われてないということ、「———」もそうですけどね。それをもう一度お願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 澤井幸一君。

18番（澤井幸一君） 「———」ということは「勝手」ということで、独裁的にやられたということございまして、私はそういうふうにとるんですが、「———」も「———」とおっしゃると一緒だというようなことを言われておりますので、私は品位にとれるということで答弁をさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 全然説明になってないですよ、日本語の。だれだって、皆さん聞いてわかるでしょう、20人ここにいて。今の提案者の説明が、私の質問に対する答弁かどうか。そんなとんでもない次元で答弁をされては困るんです。かりそめにも一人の議会人としての権利というものを拘束する懲罰ですから、懲罰というのは最高の問題ですからね。だから、そういうことをやるのに具体的な説明もできないというようなことだったら、説明できる人が提案者になってくださいよ。説明ができないんだったら進まないですよ、こんなことでは。だから、本人がきちっとそのことの差別性というものが自己批判できて、認識を変えて、これからまじめに差別のない社会をつくっていくために努力するということが確認されたら、この懲罰動議を撤回するということが一番現実的ですよ。そんなもの、何回澤井議員に質問したって、まともな答弁が返ってこないんですよ。2時間ぐらいかかって、やっと具体的にテープ起こして、今言ったことが定義されたんでしょ。これから何時間かかるんですか、これ。澤井議員、もう1回説明して、あとはもうとにかく具体的に、現実的な終息の仕方を考えていただいた方が賢明ではないでしょうか。ひとつお願いいたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） ただいま、堀孝正君から本件につきまして一身上の弁明をしたいとの申し出がありました。

お諮りをいたします。これを許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、堀孝正君の一身上の弁明を許すことに決定をいたしました。

堀孝正君の入場を許します。

〔8番 堀孝正君 入場〕

議長（藤橋礼治君） それでは、堀孝正君の一身上の弁明を許します。

堀孝正君。

8番（堀 孝正君） 私は、これまで人を差別したということはありません。職業、人格、身体について差別をしたことは本当にありません。今問題になっております不適切、不穏当な発言であるとしたら、私はおわびをして削除をしていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。私は、このことを真摯に受けとめて、今後、差別のない社会のためにしっかりと努力していくことをお誓い申し上げまして、私の弁明とさせていただきます。以上であります。

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君の退場を願います。

〔 8 番 堀孝正君 退場 〕

〔 「議長」と呼ぶ者あり 〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 暫時休憩を求めます。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後6時45分

再開 午後7時39分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、堀孝正君から、12月16日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、不穏当、不適切な部分を取り消したいとの申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声あり 〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、堀孝正君からの発言の取り消しの申し出を許可することを決定しました。

〔 「議長」と呼ぶ者あり 〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺です。

ただいま堀議員の弁明がこの議会で承認されました。あの弁明の内容は、差別発言をするつもりもなかったし、もしあの発言がそのようにとられるのだったら不適切であるので撤回をすると、そういう発言でございますので、非常に反省をしてみえらと思います。そういう点で、あの弁明を聞かれ、また可決された中で、提案者は懲罰動議を撤回されるつもりはないかどうか、そういうようなことはどうなのか、議長の方から提案者に一遍諮っていただきたいと思えます。以上です。

議長（藤橋礼治君） 今の小寺議員の発言は動議に当たりませんが、澤井議員が発言があれば許します。

〔 18番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 澤井幸一君。

18番（澤井幸一君） この問題は粛々と進めていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 瑞穂市議会委員会条例の第7条第1項に、議員の懲罰の動議があったときは、懲罰特別委員会を設置されたものとするとあります。また、同条第2項には、懲罰特別委員の定数は5人とすると規定されております。さらに、瑞穂市議会会議規則第155条、懲罰

動議の審査は、委員会への付託を省略して議決することはできないと規定されております。

そこでお諮りをいたします。これらの規定によって、5人の委員で構成する懲罰特別委員会が設置されましたので、本件はこれに付託することにしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議がありますので、起立によって採決をします。

懲罰特別委員会に付託することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数であります。したがって、5人の委員で構成する懲罰特別委員会に付託することに決定をしました。

お諮りをいたします。懲罰特別委員会に付託することに決定しましたので、委員を選任する必要があります。そこで、懲罰特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、懲罰特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定をしました。

---

#### 追加日程第2 懲罰特別委員会委員の選任

議長（藤橋礼治君） 追加日程第2、懲罰特別委員会委員の選任を議題にします。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をします。

休憩 午後7時49分

再開 午後8時13分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は16人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、澤井幸一君、棚瀬悦宏君、小寺徹君、浅野楔雄君、若園五朗君、以上の5人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、懲罰特別委員会委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定をいたしました。

これより、懲罰特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。委員の方は正・副議長室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまで、年長の委員が委員

長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、しばらく休憩をとります。

休憩 午後 8 時14分

再開 午後 8 時16分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は16人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

懲罰特別委員会の委員長には小寺徹君、副委員長には浅野楔雄君を決定しましたので、御報告いたします。

したがって、堀孝正君の入場を許します。

〔 8 番 堀孝正君 入場 〕

議長（藤橋礼治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

---

#### 散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 本日はこれもちまして散会します。遅くまで御苦労さまでございました。ありがとうございました。

散会 午後 8 時17分

